

# 国 会 参 議 院 大 藏 委 員 会 会 議 錄 第 三 十 三 号

昭和二十五年三月三十日(木曜日)午前十時五十九分開会  
委員の異動  
本日委員伊藤保平君辞任につき、その補欠として徳川宗敬君を議長において指名した。

本日の会議に付した事件

○所得税法の一部を改正する法律案  
(内閣提出、衆議院送付)

○富裕税法案(内閣提出、衆議院送付)

○資産再評価法案(内閣提出、衆議院送付)

○相続税法案(内閣提出、衆議院送付)

○法人税法の一部を改正する法律案  
(内閣提出、衆議院送付)

○酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○所得税法等の改正に伴う関係法令の整理に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○通行税法の一部を改正する法律案  
(内閣提出、衆議院送付)

○国税犯則取締法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○災害被災者に対する租税の減免、徵收猶予等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣送付)

○国税の延滞金等の特例に関する法律案(内閣送付)

○國税の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(木内四郎君) 只今より大藏

委員会を開きます。所得税法の一部を改正する法律案、富裕税法案、資産再評価法案、相続税法案、法人税法の一部を改正する法律案(酒税法の一部を改正する法律案、通行税法の一部を改正する法律案、所得税法等の改正に伴う関係法令の整理に関する法律案、国税の延滞金等の特例に関する法律案、災害被災者に対する租税の減免、徵收猶予等に関する法律の一部を改正する法律案、国税微收法の一部を改正する法律案、右各案を議題といたしまして御質疑を願いたいと思います。

○黒田英雄君 昨日酒税法についてお尋ねした際に、卸売並びに小売の生産者と各業者間の価格についてお尋ねしましたのですが、その答えを承つたのです

が、それによりますと卸業者は一般に皆現在に対しては相当下つていておりますが、これはどういう根拠でそう

いうふうに決まつたのですか。又昨日お答えになりました価格は、生産者が

お答えになりました際には、運賃はそれ

に含んでいるものですかどうですか。

か。その点をちよつとはつきりして頂

きたいと思います。

○政府委員(平田敬一郎君) 細目の点

は又後程別に御説明申上げても結構で

ございますが、大体におきましては表

面上はマージンが下つて、いるようにな

っている面もござりますが、これは運

賃の加算等の關係からいたしまして、実質的に

変更でございまして、実質的に

人と何ら変りなしに同列に置いたとい

う点は一体どういうわけですか。

はそれでも若干ずつ卸しのマージンも現在に比べますと増加するような計画にいたしているのでござります。細

目的点は別に計算書がござりますので、別途に御説明申上げたいと思いま

す。

○九鬼紋十郎君 この通行税の改正で

ですが、今度三等の通行税をなくして一、二等を率を上げることになつてい

るのですが、この三等をなくして一、二等を上げるというので、税の方の増減はどういうような予想になつておる

のですか。

○政府委員(平田敬一郎君) 通行税法を現行のまま二十五年度に存置した場合と、改正案によります比較の増減を申上げてみたいと思ひますが、現行のまま存置いたしますと、来年度五十二億五千六百万円程度の収入になるところでござります。それが改正案に

よりますと十億四千二百万円でござりますので、差引四十二億一千四百万円の減税ということになるのでござります。これは内訳は三等の分はもう少しじめり方が多くて、それから一、二等の分が若干增收になるわけでございますが、大体は、そのようなことに相成る次第であります。

○天田勝正君 これは恐らく随分質問で課税するのはその株主又は出資者に

対して課税するのと同じような実質的な意味を持つということにいたしました。

それと今回は御承知の通り大体法人

で課税するのはその株主又は出資者に

対して課税するのと同じような実質的

な意味を持つということにいたしました。

それと今は御承知の通り大体法人

で課税するのはその株主又は出資者に

対して課税するのと同じような実質的

な意味を持つということにいたしました。

それと今は御承知の通り大体法人

で課税するのはその株主又は出資者に

対して課税するのと同じような実質的

な意味を持つということにいたしました。

それと今は御承知の通り大体法人

で課税するのはその株主又は出資者に

対して課税するのと同じような実質的

な意味を持つということにいたしました。

○天田勝正君 これは恐らく随分質問

ましても、現行の税法もそなつておりますが、特別法人の本来の性格上特殊性がありますところのいわゆる

その事業の分量に応じまして配当する

分、これは損金として算入しまして所

得に入れないことにいたしております。その他のそれ以外の所得の分でござりますれば、理論上から考えまして、どうも一般法人と区別する理由が

十分ないのじやなからうかといふ見地から一律にすることにいたした次第でございます。

○天田勝正君 それでは沢山論議されておると思うので、そう喰い下がるつもりもないのですが、今回の農業協同組合は、組合員が利用するという建前からできておるのであつて、特別に新規員等が利用する場合には、その利用の限度が制限されておるのは御承知の通りであります。従つてこれから利益が上るというのは、本来その利用する場合に、利用の価値以上に金を利用者が支拂つておつた、こういうところから出て来る仮想利益なのであつて、本来はそれが計算上きつと実際に利用しただけの価値に、組合の方が利用者から取立てるというのが可能ならぬであります。従つてこれから利益が上るという点を考慮して、主として負担公平と申しますが、そういう見地から一本の税率にいたしたのでございまして、而うしまして特別法人の場合において、そこには利益が上がれば組合員に、利

益配当」という考え方方に立つての還付金でなくて、超過徵収をしたものに戻してよこすという考え方方に立たなければ、一体協同組合の権利方といふものが違うのではないか、こういう基本的な考え方方に立ちますと、どうしても、すでにこれには法人税は一切課さないという理論が成り立つて来るのあります。課すという理論からいたしますると、やはり平等の原則に立ちまして、所得のあるものに課税するといふ、今の局長の説明のされ方、こういうことに結論付いて来ると思うのですが、これはやはり飽くまでも協同組合の立法の精神がいたしまして、利益にあらずという考え方方に立てないのかどうか。

申しますと比較的少なくなつておるの現実のようであります。併し一定の出資がありまして、その出資に応じて配当する分或いはいつかは配されるものとしまして社内に、法人の中に留保して行く、これはどうも理論的に考えまして、普通の会社等の場合と性格におきましては同じであるのですが、さつきも申上げましたように、今は、さつきも申上げましたように、今回は二重課税をしないという原則を立てまして、法人、特別法人で一應課税はいたしますが、その利益が組合員に分配されました場合におきましては、その分配金に対する所得税の税額から分配金の二割五分を控除するという方法によつて、二重課税を避けようということになつております。従いましてそういう見地から申しましても、苟くも所得があれば課税するという原則からいたしまして、妥当ではあるまいか、というふうに考えておるのでござります。

ますと、社内留保した所得というものの構成が、この負担金にかかつておる、これは個々の組合で計算して見なければ、何パーセントということは……。それぐ違いますけれどもとにかくこの社内留保所得の大部分を構成するものは負担金だ、こういうことがもうつきり言えると思うのです。恐らく出資金の方は施設等には入つておるかも知れませんが、その他の所得といふのは殆んど負担金である、こういうことになると、あるからどうもそれを配得にみなすということは、私共はそういう意味からも理論的に成立たないのではないかという気がするのです。勿論資産を持つておる以上は、今度はそれに施設等については資産税を課するという事はありますから、恐らく私の見当では、そういう所得は……、巨長等がおつしやつておるものの中〇%くらいまでは、負担金によつて構成されておるということになるだらうと田うのです。そういうことになりますと、これはもうすでに法人税と差を生けての所得税を課するということになりますし、全く所得税を課すこと 자체が理論的にも妙になつて来る、こういう観点を持つわけがありますが、その点についてはどういうふうにお考えになつておりますか。

ある場合が通常ではなかろうかと考  
られるのでござります。従いまして  
ういう場合におきましては、大体両  
方で収益が出て来ない、というのが原則  
で、ろうと思うのでござります。これに  
しまして、若しも相当長期に亘つて  
金が必要だからといふので組合にそ  
ういう負担金を出す、というのは、どう  
も本來の性質から申しますと、むしろ出  
資で行くべきものでありまして、負  
担金等の形で行くのは実際問題として、  
何であろうか。普通の經營をやつて  
る場合におきましては、かようなこ  
にはならないのではあるまいかと、  
あ考えるのでござります。で或る期  
間、負担金がたまゝ支出よりも多くで  
りますれば、或いはその次の期には  
対に調節をされることが出て来るの  
はなかろうか、ということが考えられ  
ます。そうしますと窮屈におきまして  
いつかは差引かれまして、まあ負担  
の部分は大体において課税されない、  
いうことになるのではないか。これ  
余程特別なやり方をやつておる場合  
おきましては、負担金が収入金に対  
て……、一般に課税されるという場  
がなきにしも非ずでござりますが、  
体におきましては今申しましたよ  
う見地からいたしまして、これを特に  
別を設けるというのは如何であらう  
という趣旨からいたして、負担金等  
つきましてはこれを收入と見ます  
し、反対にそれに応する支出は一切  
費として差引くということになつて  
るのでございます。ただ今度は法人が  
法に新らしい一つの規定を設けま  
した。出資金に準ずるような収入金、  
わゆる加入金、これについてははつ

ええ、それで、その法律でござりますと、その積立金についても、この法律で行きますと、やはり同じように一般法人と同様に課税することになつておるんですが、これは積立金に対するだけでも別途の考え方を持ち得ないのですか。

○天田勝正君 そうしますと、その積立金についても、この法律で行きますと、やはり同じように一般法人と同様に課税することになつておるんですが、これは積立金に対するだけでも別途の考え方を持ち得ないのですか。

○政府委員(平田敬一郎君) 積立金に対する課税の理由は、さつきも申上げたのでございますが、結局株主または出資者に対しても課税が遅れて来るということになります。つまりさつきも申上げましたように、法人に対する課税は株主に対する実質的には課税と同じだ、こういう見地から見まして、さつき申しましたように、「一面においては二重課税を排除することにいたしておりますのであります。」他面におきましては、その理論を徹底いたしますると、その法人が利益を上げたときに、政府がその株主なり出資者に利益を分配したものとみなして、所得税をかけなければならぬというものがこの理論的には当然の議論になりますが、それでは理論上なかなか困難でござりますし、それから必ずしも納税の実際に即しないという意味からいたしまして、一応やはり法人の段階では、法人の利益を上げた場合におきまして、それをからめに、それが法的な段階では、法的な利益を分配しない前は法人の段階だけで課税して置こう。株主にその際い

きなり直ちに課税することはしないで置こう。但しそれはいつかはなんらかの形で分配されまして、株主又は出資者に税がかかるということになりますので、その間の権利相当分といたしまして、積立金の課税を行おうというわけでございます。従いましてやはりどうも株式会社とか、特別法人とか、そういう出資のある法人につきましては、これも理論上特に差別を設ける理論上特に差別を設ける理由は十分ございませんので、これも同じような考え方方にいたしておる次第でござります。

吏の権限と申しますか、権能につきましては、規定は設けていないのでございまして、收稅官吏等が違法処分をやりましたような場合に対しましては、特別の規定は設けてないでございまして、收稅官吏等が一般的の公務員に対する各種の法規が適用になりますと、それによりまして、それまでに、その際に、この收稅官吏の任務の性質に鑑みて、一般官吏と違つた、更に責任を負わせるかどうかと、いうことに相成るのでございますが、この問題は、専らその際に、この收稅官吏の任務の性質に鑑みて、一般官吏と違つた、更に責任を負わせるかどうかと、いうお尋ねだらうと思いますが、この問題は、専らその際に、この收稅官吏の任務の性質に鑑みて、一般官吏と違つた、更に責任を負わせるかどうかと、いうべき点があるうかと思ひますけれども、大体におきましては、一般的な支障はなかろうかと、むしろそういう法規によりまして、適正に執行するというふうにございまして、適正に執行するからして、実際上の法規の励行を図りまして、責任を明らかにするというような方針を徹底させることによりまして、問題は解決するのではないかと、たしかに一つの研究問題でございまして、私共研究会でございまして、ただ金錢を扱う官吏につきまして、何か特別のそういう規定を置かないかということは、たしかに一つの研究問題でございまして、私はいたして見たいと思いますが、大体はむしろ今の法規の下におきまして、これを適切に執行いたしまして、責任を問うというような措置にいたしましたれば、相当な効力を發するということになり得るのではないかと、かように考へております。

○天田勝正君 この直接携わる税務官吏の不当な行為、これをはじくり出しますれば、如何にも、俗な言葉で言えば、小役人いじめというような印象をもつておられるのではないかと、かように考へております。

興えるわけではありませんけれども、実際問題には、そうした出先官僚の行為が非常に阻害しているということは、これは大蔵省としてもお認めになつていていることと思ひます。その結果がたしか第六国会当時だと思いますが、高橋国税長官が訓令を発せられまして、そのことが少くともその不当なる処置ということを率直に認めて、これを戒めめたということことで、少くとも知識階級には非常にいい印象を與えております。これは長官もあっておられますから、第六国会のときには、私はお褒め申上げておいた点なのです。この不当な官僚に対しても、ここにおられる黒田委員も、曾て第五国会だと想いますが、興党であつても、そうした不当な処置等は、若し例を挙げようとするならば、ここに直ちにその例を挙げることができるということを申されたのを私は記憶いたしております。第一に、常に悶着を起すのは、すでに納税したにも拘わらず、何回となくその督促が来ると、そういう不當なことをやつても、何らその行つた官吏の方には一向何の処罰もなければ、戒告もない。それはそうでしたといったところで、若し受取を大切にしまつて置かなければ二重に取られる。こういう工合なんです。或いは地方の数ヶ村を集めて、いろいろお話になると同時に、自分に若し刃向うようなことがあれば、それは必ずお前らの損だぞといつたようなことを村の有力者、つまり村長、協同組合長を前にして豪語いたしましても、それが何ら処罰もされない。こういうようなことを挙げて来れば枚挙に遑がない。確か昨夜お集りの席でも私は私的にその実例を申上げた

んです。こういうことを実例がありますれば、忙しいけれども国税庁の監察官などに私個人は連絡しておる。その結果どうなつたのやら、一向処置を講じたということを聽いた例しかないのです。このことをやはり一方的にただ纳税者にだけ義務を押し付けるという行き方の、封建色豊かな法律の作り方がそういうことになるのであつて、どうしてもこれは何か若し法律に盛らなければ盛らないで、適當なる処置を講ずる必要がある。でき得べくんばやはり法律にきちんと盛つて、今日一番纳税者が苦しい事態になりますると、ます／＼官に立つて納稅を强行せしむる側の方がみずからを苛酷に扱うといふ行き方を探らない限りは、信用を回復する途はないと思う。勿論そのことは税務職員の適當なる待遇ということにも結び付いて参りますけれども、適當なる待遇がないからそうした不當の処置は平気で行うということでは、国民としては誠に困るわけなんです。そういうことで、私はこれは是非とも國稅犯則法にこの際これを加える修正をいたしたいと思つております。だがこれは当然提案者であります政府の方において、そうちした條文を盛り込むといふことでなければならぬと思いますが、この点について然らば代るべき処置、法律上でなく代るべき処置等をお持合せがあれば、一つお示しを願いたいと存じます。

国民に不當に御迷惑を掛けている、結果に相成りまするので、実は昨年以來、税務官吏の訓練並びに教育に関しましては、非常な努力をいたして参った次第であります。が、実は御指摘のようう結果におきましては、監察官をして必ず調査をいたしておりますし、特に昨年本局並びに各局に苦情相談所を設けまして以来、この苦情相談所にいろいろ書面又は口頭でもつてお申し出になられました方が非常に多いのであります。従いましてそれらの件については、一々検討いたしまして、監察官によつて実は部内の職員の調査をし、処分いたしました件数が昨年の六月以降年末まで確か四百件近くに上つておるのでござります。特に今後におきましても税務官吏の不正を防止いたしまして、又不親切であつたり、又は納稅者との監督上、監察官に対して或る程度の警察権を與えるという措置を講じたいと考えておる次第であります。即ち税務官吏の犯罪は一番多いのが收賄等の事件であります。が、その外に納稅したしました金を途中で費消する、公金横領と申しますか、そういうような事件もあり得るのでございまして、そんな点に対しましては監察官が直接司法警察官として、部内の職員の取調べができるという制度を今国会に法律として提案申上げ、御審議願いたいと考える次第であります。



すランダム式に農家を抽出いたしまして、大体全國の各町村に亘りまして、一町村十軒見当、全國で十万軒見当は確実に農家の数字について完全な調査をいたしております。その調査を基礎といたしまして、各町村に当嵌るところの大体の標準を作りまして、その標準によつて各人の所得を推定せざるを得ない、こういう状態に相成つておるのであります。今後農業に関するましても、青色申告制度に基くところの帳簿を記入されるところの方が順次多くなりますれば、それらの方の尙実相に近いものが得られることに相成りはしないかと考えております。又営業につきましては、これ又全部を調査することは能力の関係もござりますが、同時に営業者の方は帳簿を備えておられないという方が非常に多いというようなことからいたしまして、非常に困難なのでございます。併しながらできるだけ多数の調査をするということがこれは絶対に必要でござりますが、実は二十三年度におきましては、全國の営業者に対して實際の数字の調査ができました件数は、約六%に過ぎないのでありますが、二十四年度におきましては只今までのところ、大体一割五分程度は十分でてきておると考えております。勿論地域によりまして相当五割以上もできておるというところもございますが、又地域におきましては一割程度かつ／＼しかけておらないというところもあるのであります。併しながらと角二十三年度に比較いたしましては、この実態調査、実績調査というものが相当大巾に改善され、正確な所得を把握するのに相当進歩したことは、これは確実で

あると考えるのであります。更に又昨年の六月国税厅の開設以来、各國税局に調査検察部を設けまして、百万元以上の所得について、法人につきましては三百万円以上のものについて、又は

細な業者こそ真に税務署としては、懇切丁寧に納得の行くようなやり方でやつて貰いたいと思うのです。ところがそれが何処へ行つてもやられていいな

は、富山県の六、七十名の人の署名を  
とつたものを寄越して来ているのですが、  
が、こういう実例があるかと思えば、  
例えば傷痍軍人の方が何ともう……、  
前に仕事をやつておつたけれども廃め  
られました。しかし二度も戻つてしま  
ったのです。

一方では地力が少いからいろいろな事情で收入が少くなつて行つておる。それが税務署に行つてもなかなか解決がつかない、つかないうちに延滞利息がどんどん増えて来るということになれば、

三百五万円以上の所得ありと認められるものにつきましては、全部調査審査部の直接の主管いたしまして、これらの方につきましては一人漏れなく全部正確な調査をするという方針を以て進んでおるのであります。そういうふうにいたしまして、その他の方につきましてはどうするかと申しますと、これは売上等の利潤だけが調査できるものについては売上げだけを調査する、又それすらも調査ができないという方につきましては、在庫の商品のあり方でありますとか、又は従業員の数であるとか、店の規模であるとか、又はその他仕入関係の資料でありますとか、各種の資料を総合いたしまして、推定によるとこの調査をいたしております。併しながら各個について今度は必ずその店の状況なり、その他調査し得る事柄については必ず調査するという建前を以て臨んでいるのであります。併しながら各個について今度は必ずその店の状況なり、その他調査し得る事柄については必ず調査するという建前を以て臨んでいるのであります。併しながら各個について今度は必ずその店の状況なり、その他調査し得る事柄については必ず調査するという建前を以て臨んでいるのであります。併しながら各個について今度は必ずその店の状況なり、その他調査し得る事柄については必ず調査するという建前を以て臨んでいるのであります。併ながら各個について今度は必ずその店の状況なり、その他調査し得る事柄については必ず調査するという建前を以て臨んでおるのであります。

○板野勝次君 私の特に強調したい点は、相当大きな中小企業……、といつても、上の水準のものはいいのですけれども、零細な業者といふものは殆んど帳面といふものは持つていらないし、それから今のように非常に不景気になつて来ると殆んど仕事ができていなかつて、こういう状態の中にあるので、零

一二の実例を申しますと、例えば富山県の高岡税務署、その農民がこういうことを言つて来ておるのであります。つまりが五反四畝と畑が一反六畝を耕作しておつて、そうして二十三年度の所得金額として三万三百四十一円の自主申告をしたところが、向うの方では六万六千三百円という、その人にとつては実に莫大な金額の更正決定を受けたから、そこで明細な証拠書類を出した。そして再審査を請求して、そうして再三税務署に出頭して交渉した、その結果やつと四万八千円に更正決定をしてくれた。ところが繰々延滞利子が積えてきた。そこで差押えをするといふ申告より多いのはどうしても納得できないから、更にそれに対して異議を言った。ところが繰々延滞利子が積えてきた。そこでやつて来て、そうして税務署に来てやつて来て、そいつを自分でやつてよく説明してくれといふと、向うの方は自分が行つて調査したのではなく、役場に来いといふのだから、行つてから分らんといふふうで、とても取合つてくれない。そうするとその後延滞の利子といふものが重なつて来て取られる、そうすると延滞利子は重なつて来るし、支拂通知が来ても拂えないから、拂わないと差押えをする。そうすると又延滞利息が殖えて来るといふふうにして、どうにも多額の延滞金さえも拂うことのできないのだ。そういうふうにして、農民はどうすればいいのか分らん、こういうふうな仕事です。私の手許に来ているの

情さえも寄越しておる。それはただ單に富山県の一、二の例だけじやなくて、私が廻りました縁での所で、末端においては、もうずつと前から仕事を廃めておるのに税金がかかるて来る、こういうふうな実情が生じたら、どうして税務署ではお直しになることができのでしょうか。つまり行つて見ても、調査に言つた本人がいない場合……、事実又調査をしているわけじゃないですから、証拠書類を持つて行つても取合つてはくれないといふうことになつてくれば、どうしていきませんか。澤山の人たちには分らん。従つて零細な人たちが正当な納税をやり得るのには、今の国税庁長官の言うように申告制度というものが、まだ一般の人があれが主張して行くといふには、何回も税務署に出来て行くのにもう旅費だけ大変なものになつて来る。そういうものを一括して何らかの処理方法を考えて貰わなければ、一方的に税務署が決めた標準の査定額といふものについて申しましても、例えば農民の場合におきましては地力といふものは畠の一枚一枚でありましても、隣合せでは地力の状態も違つておるが、それが一律に標準としてやつて行く、ところが

な業者というものは、その滞納金だけの方が随分多くなつてにつちもさつちも動けなくなると思うのです。そういうふうな場合の一括処理と申しますか、沢山の者を税務署でもどうするわけにも行かないと思うのですが、一体どういうように処理なさろうとしておるのか、その点も承つて置きたいと思ひます。

○政府委員(高橋衛君) 農業所得税につきましては、先程お話しいたしましたように、各戸の農家の方が確実な帳簿をお持ちにならんということのためには、止むを得ず、先程お話ししましたような方法によつて推定課税を行うことになつております。従いまして若しも確実な証拠があれば勿論、又確実な調査ができるれば勿論その実態によつて課税いたしますことに相成つております。もとと一つの標準でありますので、具体的なケースにおいてそれがその標準から外れておるという場合におきましては、その実態に従うのは当然であります。而うして農作物の収穫量等につきましては、主食につきましては最初の申告におきましては、事前割当等の数字を一応採用しておるのでありますが、最終的には作物報告所の実收高調査といふものに頼つてやつておる。こましても大体同様な方法を用いてお

るのであります。それはお話を通り実際上帳簿をつけておる方が非常に少いということとからいたしまして推定ということも又止むを得ないのであります。而うして、これに対して、どうしてもそれだけの所得がないとお考えになつたならば、やはり審査の請求なり、最終的には訴訟にまで持つて行つて十分にその点を修正するというより途はないと思うのであります。又延滞金、加算税の問題につきましては、若しもその実態において正しい納税を当初からしておられれば、決してそういうような問題が起らないのです。何らか実際の所得よりも、より以上減額されるという期待を持つて納税を遅らせるという場合に初めてそういうふうな問題が起り得るであろうと考えます。

りましたことは、これは率直に認めざるを得ないと思うのであります。併しながらそういう場合におきましても、若しも誤謬であることがはつきりいたしますれば、直ちに修正することにいたしております。而して延滞金、加算税の問題につきましては、現在の法律の建前上これを免除するということはでき得ないことになつております。ただその金額の率の大きさにつきましては、インフレ昂進時における提携と相当趣を異にしておりますので、今般の改正税法におきましては、或る程度これが率を引下げられるということに相成つておるのであります。

親戚の人達なんかが、受けたらどうか、こういつているようなお婆さんが、六万円も税金がかかつて来て途方に暮れている。そして税務署に行つてしまなから親切にはやつてくれない、こうしたことを見つけて言つておつた。そういう人達に無理矢理に六万といた。そういうものが押しつけられるということでは、もうどうにもこうにもならないと思う。一方においては中小企業も倒産して行つていて、零細なものも倒産して行つていて、そういう実情に即して、そういう急ぎな措置を守らせるというふうな急ぎな措置をお取りになる、こういうようなことを考えて頂きたいと思うのです。

を完了してしまつてゐる。二十四年度は年度……、昨年の十二月の末に終つてゐる。それから一定の期間の間に申告をすればいい筈だ。その申告の計算を今やつてゐる最中だ。ところが二年度「二十三年度の更生決定、それから更に何でそんなようなことで税金の小切手を書け、こういうわけなんだそうですが、これはあつけにとられてしまつてゐるのですね。本人は……。今まで何らの調査に来られたわけでもない。何か不審な点が既往にあつたとか、こういう点はどうであつたかといふ書類が来ていたわけでも何でもない。突然ひょろつと、もう若い、ほんまに二十台そこくくらいの人がひょろつと出て来て、手をポケットに突つこんで非常に横柄な恰好で小切手を書けと來られて、それは税金だと言われて、

も納める必要がない……、至極御尤な話ですね。ところがただあなたの方から御説明を聞きましても、どうも私共は納得が行かないのです。決して末端に行くとそうではない。あなた方の心持を中心としないところの徵稅吏といふものが充満しているのではないかと思うのですね。極く最近の具体的な例を挙げてみましても、これは或る小さな法人会社であります、突然稅務署員がひょろつと入つて来て社長に、社長はまだ三十台の若い人で出版事業をやつている人であります、小切手を切つて下さいと言ふのです。いきなりです。何の小切手でしようか、幾らをどういうわけで小切手を切るのですかといつたら、これ／＼の額の小切手を書けと、いうのです。何のためですかといったら、税金だというのですね。その人は二十二年度も二十三年度もすでに内税

いかと思いますが、そんな不合理なことはどこまでも頑張つて、そうして審査請求したらしいじゃないかといつて私は勧告した。たま／＼先日私郷里に帰りますときに、その人を連れて大阪の国税局へ出まして、法人課長というのですか、そういう人に会つて事情はこうだ、どこそこの税務署が所管しているのですが、審査請求をしておる、早く処理をつけるように、不安定な状態に置かれるのが一番困る、而も机から何からすつかり押えられておるわけです。お客様が出て来ても非常に体裁が悪いし、そんなことのあるために銀行取引に非常な支障を来す、信用を傷つけられると言つてその若い社長さんが泣くよ／＼に言つた。私は引合しても善処方を要望して置いたことがありますが、そういうふうなことは一々

非常に腹も立つけれども、相手は税務署だから仕方がないと思つても、税金を納めるわけには行きません。そんな馬鹿な小切手は書かれるものじやないというわけで、その社長は応待したんだといふうなことでありましたが、段々話を聞いて見ると、何でも二百万円そこそこの所得の申告をしておるものに対して一千万円といふうな正だそうです。それに対して税金を納めろといふうなわけで小切手を書けといふのだとですが、その社長の人の話を聞くと、甚だどうも不可解なんです。そういう態度といふものは恐らく私の推定なんですが、同業者があそこの会社は非常に繁栄しておるといふうことから、猜心であるか、或いは中傷するのか、何か投書でもしたというようなことがきつかけになつて、突然そういう高圧的な態度で来たんじやな

をしたそうです。それから段々話を聽かされたところが、たま／＼或る財団法人の經營しております学校がありますが、私はその財団の理事をやつておるわけですが、戦災に遭うてしまつて学校がなくなつておる、それを復興するため卒業生から寄附を集めたりして、たま／＼私も卒業生だものですから寄附を集めたり何かして土地を買うち、一部残つておつたところを他人に譲渡するというようなことにして、成るだけ一校の校地が一まとめになるよう努力しておりますが、その財団の理事である私の名によつて他人に譲渡した土地があつたと思うのですが、これは直接私が一々やつておるわけではない、学校当局が私の名によつてやつておるのであつて、私自身ではないわけです。そういう間違があるといふ

例を挙げたらきりがないと思ひます  
が、更に私個人の場合について見ます  
ると、私は何も人に譲渡するようにな  
らぬ持つてないのです。ところが  
税務署から最近あなたが譲渡した不動  
産について聽きたいことがあるから出  
頭せいいうことを言うて来る。明らか  
にこれは何かの間違いだということ  
は私には分つておる。私はたま／＼國  
会へ出ておりますので、代りの者を遣  
わしたわけなんです。ところでそうい  
う税務署から呼出状が来ておるとい  
ふことを家からうて来たので、私に代  
つて代りの者をやつて呉れ、これは何  
かの間違いだから行つて呉れといつて  
やつた。ところがなぜ本人が来ないか  
と言つて大変叱られたそうです。国会  
へ行つておりますから来られないです  
と言つたところが、これはしようがな  
いものですからえらいむづりした顔

ことが分つて来たんだ、そこで直ぐ私は学校の方に照会して校長に行つて貰うように言つた。校長が行つてこられはこういうわけだ、という説明をして、事情は分りましたということを学長から私は報告を受けたんです。ところが同じ呼出しがその後でも私に三回も四回も来ています。その都度私は学校にその通知を持つて行つてまだ解決しておらんといふのでそのはがきを廻送して、又校長が氣の毒なんですが、先年交通事故のために足を片方失いまして杖をついて歩いている学長であります。年は若いけれどもそれが遠方の税務署へその度ごとに行つて、私に迷惑がかかるといふことで事情を証明して呉れておる。その通知が又出て来るんですからね。私は今度は放つて置けと言つて今度は黙殺してしまつて、校長が氣の毒だから、こういう葉書が重ねて来たという事を言つてもおりませんが、若し出でるに付けて、校長が氣の毒だから異議の申立てを受けるとか何とかと書いてあるが、その都度私は甚だ不愉快であります。或いは妙な問題は税務署の役人さんなんといふものは、国會議員を呼出していろいろと糾明する、国会議員でも僕がやつづけてやればこうなんだといふので、甚だ得意な会議員を呼んでいたり、税法による金なんといふものは納める必要はないにも入つておるのです。これは主税局長のお話を聞くと、税法によらない税金なんといふものは納める必要はないが、そういう不当な課税をされる理由がないぢやないか、帳面でも何でも見下さい、私共非常に正直な申告をしておるといふと、これほどこにも遺漏が無いことを税務署も分つたといふのに何うことも言つて来るということは、税務署でも言つて来るということは、税

署も随分お手数なことだと思うし、それで現実に今やつておる、たま／＼私はこの具体的な例を挙げたんだけれども、随分私は数少くないことだと思つます。私の場合ならばたま／＼あなた方がお知合いであるから、余り税務署が非常識なことを言うて來たら、國税庁から一本税務署に注意をして下さいといふような便益も得られると思うのですが、それは今の板野君の例ですけれども、それは今の板野君の例で引いたように、六十何歳のばあさんなんといふのは、どこのどなたにお話をしたらしいか分らんというような程度の人なんですが、そういう人をいじめておることは枚挙に遑がないと思うから、税務署に頼んで歩く、こうなことは末端の実態じやないか、この対してであれば、予算の都合はこういふわけで、どうしても國としては予算に出ておるだけの徵稅をしなければならんから、助けると思つて納稅をして呉れなんといふことをつぶといたしましても、稅法通りの稅金が取られておるということはあなた方が、末端の話を聞いて見ると、恐らく主税局長の心をさせざる徵稅が行われておる、これは何とあなた方がいつでも本当なんです。だから私は須らく國税長官なんかは國会でも済んだ第一線へ行つて税務署長にお会いになるだけなくて、納稅者の代表ともお会いになつて行くのぢやないかと思う。その脱税とか何とかいうようなことは、二重帳簿を作るとか何とかいう不正を誘導しているものは、或る意味においても決してそういうところに誘導してはいけないということをはつきり私に繰返して申述べているのです。それはそういうふたつて行つておるが、そのときの歲計の予定が未までに收入できるかという見込はつきどきとつております。それはそういう勿論税の徵收上、各税務署においてどの程度その年度において、または年度末までに收入できるかといふ見込はつきどきとつております。それはそういう事をするのでなければ各方面にいろいろな支障が生じますので、見込は立つきません。大体の見通しを立てて仕事をするのでなければ、それはどこまでも税務署なり國税庁が見込んでおります。つまりして、それらの場合におきましては、そのことごとにその事件を調査いたしましてそれを直して行くという努力を進めている次第であります。

○政府委員(高橋衛君) 税務官吏の中には甚だ妥当でない措置をしている者が尚相当あることを私自身も耳にしておりましたして、それらの場合におきましては、そのことごとにその事件を調査いたしましてそれを直して行くという努力を進めている次第であります。

尙稅法通り税を実行するということは、これはいうまでもなく私共は最も身上とするところでありまして、絶えず早くも私が家へ着くより早くすでに大阪へ行つて、大阪の納稅成績甚だよろしくないというので、どん／＼税務署職員の指導についてはその点を専ら強

來る。助けると思つて納めて呉れ、出長に向つて鞭を打つておられる、徵稅に拘車をかけておられるというのを見て、実は私驚いたようなことを記憶しておりますが、こういうふうに本当に御説明申上げたと思いますが、割当がないといふことで現実に今やつておる、たま／＼私はそれで執拗にこの委員会でも地方稅の割当といふことをなさつておるんじやないか、そも、随分私は數少くないことだと思つます。私の場合ならばたま／＼あなた方がお知合いであるから、余り税務署に割当まで徵稅しですけれども、それは今の板野君の例で引いたように、六十何歳のばあさんなんといふのは、どこのどなたにお話をしたらしいか分らんというような程度の人なんですが、そういう人をいじめておることは枚挙に遑がないと思うから、税務署に頼んで歩く、こうなことは末端の実態じやないか、この対してであれば、予算の都合はこういふわけで、どうしても國としては予算に出ておるだけの徵稅をしなければならんから、助けると思つて納稅をして呉れなんといふことをつぶといたしましても、稅法通りの稅金が取られておるということはあなた方が、末端の話を聞いて見ると、恐らく主税局長の心をさせざる徵稅が行われておる、これは何とあなた方がいつでも本当なんです。だから私は須らく國税長官なんかは國会でも済んだ第一線へ行つて税務署長にお会いになるだけなくて、納稅者の代表ともお会いになつて行くのぢやないかと思う。その脱税とか何とかいうようなことは、二重帳簿を作るとか何とかいう不正を誘導しているものは、或る意味においても決してそういうところに誘導してはいけないということをはつきり私に繰返して申述べているのです。それはそういうふたつて行つておるが、そのときの歲計の予定が未までに收入できるかといふ見込はつきどきとつております。それはそういう勿論税の徵收上、各税務署においてどの程度その年度において、または年度末までに收入できるかといふ見込はつきどきとつております。それはそういう事をするのでなければ各方面にいろいろな支障が生じますので、見込は立ておりません。大体の見通しを立てて仕事をするのでなければ、それはどこまでも税務署なり國税庁が見込んでおります。つまりして、それらの場合におきましては、そのことごとにその事件を調査いたしましてそれを直して行くという努力を進めている次第であります。

尚稅法通り税を実行するということは、これはいうまでもなく私共は最も身上とするところでありまして、絶えず早くも私が家へ着くより早くすでに大阪へ行つて、大阪の納稅成績甚だよろしくないというので、どん／＼税務署職員の指導についてはその点を専ら強

別会計法案は可決せられました。

八

又ははつきりと誤謬であつたに拘わらず、繰返し繰返し督促をされるというふうな事態も大阪局に一番多かつたのでござります。従つてこの大阪局の執務体制を改善して納税者に御迷惑のか

尙ほ今の方を決せられました法案  
きまして、本会議における委員長  
頭報告は、この委員会の経過の十  
述べることにいたしたいと思  
が、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○委員長(木内四郎君) それでは委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「異議なし」と呼ぶ者あり】

○委員長(木内四郎君) 尚この報告に  
多数意見者の御署名を願いたいと思  
います。

多數意見者署名

督励をしたわけではないのであります  
て、どこまでも税法に則るところの、  
税法通りの徴税を少しでも完全にやる  
という意味の督励をいたしたのであり

九鬼紹十郎  
西川甚五郎  
油井賢太郎  
川上 嘉  
森下 政一  
平沼彌太郎  
藤井 丙午  
米倉 龍也

○委員長(木内四郎君) この際お詰りいたしますが、租税関係の諸法案の審議をちよつと中止いたしまして、米国対日援助物資等処理特別会計法案の質

○委員長(木内四郎君) 尚この際御了  
解を願つて置きますが、法案が可決せ  
られました場合には、一々申上げませ  
んけれども、特に御異議がなければ、  
委員長の報告はこの委員会におけると

疑はすでに打切になつておりますので、この際討論採決に入りたいと思います。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願いたいと思います。

これらの議事の経過並びに結果の大要を  
本会議において報告することにし、又  
多数意見者の報告に御署名を願うこと  
にしまして特に御異議ない場合には、

別に御発言もなければ討論は終結したものと見て直ちに採決に入ることに御異議ありませんか。

この委員会においては、そのことを恒例によつて取扱うことにして一々お詰りいたしませんから御了承を願いたい

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○委員長(木内四郎君) 御異議ないものと認めます。米国対日援助物資等処理特別会計法案を議題といたします。  
賛成の方は御挙手を願います。

と思いますが、御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔拳手者多数〕  
○委員長(木内四郎君) 多数と認めます。よつて米国対日援助物資等処理特

○委員長(木内四郎君) 次に税法関係の諸法案について質疑を継続いたしたいと思います。

○板野勝次君 今年になつて……、これは前からかもしれないのですけれども、例えば営業の所得にして見ても、農業の所得にして見ても、申告制度があるのに、申告する事前に税務署の方から一定の標準というものを示して、お前のところにはこれだけ以上と認めておるから確定申告にはつまりこれ以下の数字になつてはならない、事情のない限りは税務署の方から定めて来た金額より少い申告をしてはならん、若しも申告する場合には、税務署で止むを得ないから更正決定を行なうことに追徴税と日歩十錢の加算税が徵收されることになる、こういうふうな通知を各納税者のところに出している。これは明らかに申告納税の制度といふものと躊躇したり方になると思うのですが、こういうふうな通知を出すようになります。國税局の方では末端の税務署を指導されておるわけですか。

○政府委員(高橋衛君) 御承知の通り法律によりますと、申告額が実際の所得額に対して甚しく低い場合におきましては、当然に追徴税を課することに相成つております。又納期が遅れることによつて加算税又は延滞金といふものを課することに相成つております。従つてできるだけ各納税者の方々が実際の所得に近いところの所得を正直に申告して頂くことがこれが申告納税制度においては絶対必要な條件であります。税務署といたしましては、予めでき得る限りの手数を盡しまして各人の所得についての実数を把握いたします。税務署といたしまして、税の見解というものを申上げ、調査

た結果と、いふものの中上げて、そうして御参考に供する、それによつて少しでも追徴税、又は加算税、延滞金について、より以上の負担を増すということがないようとに、いう趣旨を持ちまして、これはもつばら納稅者に対し親切の意味におきまして、予め御通告申上げて申告して頂くようにするということを国税庁といたしましても、各税務署に勧奨いたしましてやつて頂いておる次第であります。

○野勝次君 ところが先程来問題になつたように、実情を知らずに、そういう見込額といふものを出して行つて、最初からおどしつけている。こういう恰好になつてゐるんです。従つて申告納稅制度がある以上は、納稅者が自發的に正当と思う申告をやつて税務署がそれに対し見解を明らかにされるといふのはいいのですけれども、実情を調査せずに、一定の標準率といふもので算盤をはじき出して来て、営業を止めているか、実際にやつてあるかといふことが、分らんものにさえも、一律にずっと一定の標準率をかけて来ておる。これはもう最初から国税庁の方針といふものは、申告納稅制度といふものを無視して、一方的に税務署が算盤をはじき出したものを押し付けて来る。こういうふうな威圧を、つまり感じる事になると思うのですが、できるだけそういうふうに納稅者に恐怖心を抱かすような、やや脅迫的な態度を取るような方針といふものは、お止めになつたらどうですか。

○政府委員(高橋衛君) 税務署といつましても、決して脅迫的なとか、又は威圧的といふような意図は全然持つております。ただ現在の納稅者の方

方が税法に十分に通じられておるといふこともなか／＼考えられませんので、できるだけ税法の規定といふものをお聞きになつて、正直な申告を十分御承知になつて、方々に、それ／＼御通知を差上げて、又は直接お伺いをして、それ／＼そういうふうなお奨め方をいたしておるのあります。

○板野勝次君 ところが實際は、そういう通牒を出しながら、税務署が今まで末端に来て、どんなことを言つておるかといえば、例えば家族が五人とすれば、家族五人を養うためには、一ヶ月に何万円收入がなければならん筈だところいうふうに、つまり家族の数を通じて家の收入というものを計つて行く。例えは申告者の方では月五千円だといつても、家族が六人もおつてそんな五千円じや食える筈がない、これはどうしても一万円以上の收入がなければならん筈だ。こういつた、つまり人數が、家族が多くれば多い程その收入というものを過大に見積られておる。そうしないと食えないぢやないか。こういうふうなやり方を取つて来ておるのが実情なんですが、そういうようなことを言う税務官吏は、私は決して正当ぢやないと思うのですが、そういうふうなことのないよう、又これは一例なんですがれども、それ以外にもいろいろなことが言われておる。そういうことの後を断つような通牒でも出して貰えないか、そうしないと、どこへ行つても同じようなことしか聞かないのです。人数を計算に入れて收入を計つて来ておる。これはもう明ら

かに行き過ぎだらうと思うのです。

むを得ない、こういうふうに聞き取れたのですけれども、それでは一般的な帳簿のないものは、皆人数が多いものは、扶養家族の多いものは、扶養家族の少いものよりも所得がたくさん課けられて来るという弊害がそこに助長されて来ると思う。その点に対する御見解はどうなんですか。

○政府委員(高橋衛君) 消費の面から所得を推定すると申しますのは、例えば收入その他については確実な帳簿をお持ちにならん方におきましても、支出した金額だけは或る程度帳簿と申しますか、何らかの記載をしておられるという方もござります。それからもういうふうな面からいたしまして、経費の面から大体その人の所得を推定するという方法は、他に資料がない場合においては止むを得ざる方法なんで、而して只今いわゆる家族の人数の多い少いによってというお話をつきましては、これはその人の生活程度等によってそれ／＼大きな差があるのですあります。そして、単に家族の数が多いということを以て推定をするということは、これは明らかに誤りであろうと思ひます。

○板野勝次君 併しそういうふうな行政というものをうまくやつて頂きたいと思う。これは私は先日は岡山の税務署に行つたところが、更正決定が来ておるので、たくさん的人が税務署へ押しかけておる。私も行つたわけです。私は末端の税務行政がどういうふうになつておるのであるかというので所長に会いたい。ところが所長は会つてくれない。これはたくさんの人が来ておるから……なぜそれなら国會議員である自分に会えないのかといえば、た

皆さん押し掛けで来ておる。私に会えばその代表者にも会わなければならぬから会わない。ところが自分はたまたまその押し掛けで来るので人達と同じ時刻になつたけれども、別な立場から末端の税務行政といふものがどのように行われて来るのであるのか、どんなことをおやりになつたのかということを税務署長に聞きたいのだ。それらの代表者諸君は別個の立場から来ておるのだから、自分に会つたからといって代表者に会う会はないは別問題じやないか……。どうしても会つてくれない。その日に立たなければならないのだから、全く短かい時間でいいからどういふ状態になつておるのか会つて欲しいと言つても、その来ておる人達を帰してくれるならば会う。こういうことでどうしても会わない。でも私は仕方がないから帰つたわけなんですが、そのときに岡山の税務署はホースを敷いて、そして予め民衆に水を打つ掛けているというふうな構えまでしてやつておつたのですが、これは明らかに税務署の行き過ぎといいますか、無茶苦茶なことをやつて税金を取立てて行くといふ態勢を始めから持つてゐる惡意あるやうじやないかと思ふ。元來税務署の査定の方法が悪いからたくさん押しつけて来ておるのに、予めホースを用意して、水で民衆を散らして行くといふこの態度ですね。それから自分はそのことは別個に会いたいと言つておるのに尙会わないといふやうな岡山の税務署長の態度や、又新居浜に行つたときは、沢山の更正決定が来て皆押しかけて来ている。そこに私が行けば何か番号を持つて行つてくれといふ、誠に人間扱いをしないといふやうな態度

は、税務署が予め無茶苦茶に天降り的  
な更正決定をやつておるから弁解が成  
立たないので、できるだけ逃げようとして  
いる。こういうふうにしか思えな  
いと思うのです。国税庁の方から議員  
が行つたら成るべく会わんようにせい  
というような通牒でも出しておられる  
わけなんでしょうか。

○政府委員(高橋衛君) 最近遺憾なが  
ら全国的に相当大衆が税務署に押寄せ  
るということが行われております。只今御指  
摘の岡山の税務署の問題につきましては、  
実は板野さんがおいでになる二日前、二十日  
の日に約五百名の大衆が門前に集ま  
りまして、当初門内において受付けをして  
おりましてそれ／＼應接を  
をしておりましたのですが、その應接  
が到底不可能になつたということで不  
接の中止をいたしたのであります。  
その際に相当乱暴な行為がございま  
して、実はその際においては代表の方に  
税務署長はお目に掛つてそれ／＼懇意待  
をしておるのであります。と同時に  
の際に門扉も壊されてしまし、機  
械、椅子等の数脚を破壊されておりま  
して、税務署員が四名負傷いたしてお  
ります。そういうふうな状況であります。  
二十二日におきましても同様な事態  
である。その二十一日の事態も  
お目に掛つても冷靜にお話を聞き  
話をするというようなことは絶対不可

能な状態にあつたということのため、恐らくは板野さんにもお目に掛らなかつたのじやないかと思うのであります。実は大衆が押しかけまして税務署内部が荒される。書類等も散乱するというようなことのために事後の仕事の遂行に非常な障害を來たしておるということも多々あるわけでござります。そんなところからいたしまして税務署といたしましては、できるだけまじめな納税者に対して、十分に説明を申上げて納得をして頂くという努力を個々にいたさなければならぬ際において、そういうようなことが行われますと事後の仕事に非常に支障を來したと申しますので、この際はとにかくお会いしないで、内部の亂れを未然に防止すると、いうことが最も緊急の状態であつたと恐らく署長が判断したのだろうと思ひます。今更私から申上げるまでもなく、税の決定は個々の人の所得の実態を把握するということであります。ところが現在の各地におけるところの状況は、そういうふうな政治的な交渉によつて又は政治的な交渉によつてこれを決定すべきものでは絶対ないのです。ところが現状の各地におけるところの状況は、そういうふうな政治的な交渉といふものを強要されるという風習が非常に多いのです。この点は私共非常に遺憾であります。この点は私共非常に遺憾に感じておるわけであります。何とかしてどうにも会えないという状態ではござります。

なかつたので、外の方は私が行つたときには沢山の人が私と一緒に入つて來た。そしたら人間のバリケードを築いて、梯子段をずっと上まで人が上らせて、梯子段をずっと上まで人が上らせる所で、本当に危険な状態になつたといふのなら何でそれども、そのときに沢山の人達を制して、決して誰もは乱暴してはならないのだと言つて、制して非常に平穏な状態になつておつた。のにも拘わらず税務署員は全く職場を放棄してしまつて、沢山の納税者が次から次と異議の申立をして來るのでさえも、受付を放棄してしまつて取合つてない。こういう状態であつたわけです。それはどういう報告が来て、ようとも、あれだけ沢山の税務官吏が民衆が押しかけて來たけれども、静まつておるのにも拘わらず尙梯子段の所に人間のバリケードをずっと上まで築いた。私は諸君は決して民衆は乱暴しようとしておるものでもないのだから職場について仕事をして貰いたい。そうしないと沢山の納税者が異議の申立をして來ているのに、いつたいどうしてやるのかと言つても、一向その人間のバリケードをくずすことなくして、正午過ぎまで……私は正午過ぎに税務署を出て行つたのですが、決してそういう状態ではなかつた。一時は激昂したけれども鎮まらして冷靜に帰つた。ところがもうその日に沢山の人が押しかけて來たから、窓口に行政は一切やらないというので、遙々訪ねて來た人達にも受付されもやらない。こういう状態であつたわけです。明ら

人が押しかけて来たのを口実にして、そういうふうな態度を示させようとする、むしろ税務署の方の政治的な意図があつたと思ふのです。非常に困難な状態にあつたからといって、税務署が色を失つてしまふようなふうな事態、何も私は二日のときの状態は知らない、併しそういう事態があつたというふうにして、職場をみんな放棄してしまつて、折角遠方から更正決定について異議の申立てを来ている人達を徒らに帰してしまつた。こういう事態になつておる。それならばいろいろな問題が起つたときには、我々が行つて、勿論国会から議決して行けばそこを調査して行く。これが当り前ですけれども、むちやくちやんな状態が行われてゐる場合に、税務署がいろいろな文句をつけて会わないと、いうふうなことだつたら、どうしても末端の税務行政のむちやくちやの行過ぎというものを防止することができないと思います。私はそういう岡山の税務署の態度を改めさせて欲しい。

○政府委員(高橋衛君) 板野さんからいろいろ実情についてお話をございましたが、私共の方に来ております報告によりますと、板野さんがお見えになりました二十二日の日におきましても、門前に集つたところの大衆の中にも、マイクをつけてずいぶん激烈な煽動的な宣伝を繰返し／＼やつておられたのであります。而もその前々日にお

きまして負傷者を四名出して、机、椅子等も相当破壊された。門扉も破壊されたという状況であります。その後におきまして、丁度これと同じ状態に演説が行われたという状態の下においては、署長がそう考えるのはこれ又極めて当然のことではないかと私も考えます。勿論国会議員の方が地方の実情をお調べ下さることは、私共も是非お願いいたしたいところでございまして、それらのことを普通の状態において拒否する、或いは十分に御説明申上げないということは絶対いけないことでありますし、そういうふうな点については若干私共も末端の税務署に十分注意をいたしておりますところであります。この岡山の場合におきましては、これは税務署長のやつたことはむしろ当然であったと私は考えております。

○理事(波多野鼎君) 速記を止めたいのですが……。速記を止め貰いたいのです。

○速記中止

○理事(波多野鼎君) 速記を始めます。

○森下政一君 だからいろいろなことを言いましたが私共の真意もそこへ行つて納得の行く納税が円滑に行われるという態勢を一日も早く持つて来なくちやならんと私は思うのです。これはひとつ国税庁長官はよく肚の中にそのことをたたみ込んで頂きたい、これを衷心から私はお願いしたいと思うのです。

○理事(波多野鼎君) 速記を止めます。

[速記中止]

○理事(波多野鼎君) 速記を始めます。

○政府委員(高橋衛君) 税の割当といふ問題につきまして、只今森下さんから事前にこれだけの納稅をして貰いたいというような通知をすること自体が割当の一つの証拠じゃないかというお話をございました。これは実は昨年の六月の予定申告の際におきましては僅かなケースをとつて見まして、前年度の大体の一つの比率を見ると、大体これくらい今年入りそうちから申告して下さいといふことを申上げました。又確定申告の際におきましては、相当各個人について調査を進めておりましたのが、その調査に基いて更正決定をいたしましたのであります。又審査の請求等がありました場合におきましては、それらの十分の調査ができなかつたものにつきましても爾後ににおいて相当調査を続けて参りまして、誤謬のあつたものにつきましてはどんづ訂正をいたしておるのであります。又大阪局におきましては特に執務態勢を非常に改善す

るためには努力をいたしまして、実は各税務官吏に対し必ず胸に名札をつけて、机にはその人間の名前を必ず明示して置くということをいたしております。ですから納税者の方々がどの人間がどういうふうなことをしておるということをよく知つて頂いて、齟齬があつた場合、いつでもある税務官吏は妥当でないというふうにお知らせ願いたいという趣旨を以ちまして、実は税務官吏に対しては何か不信感をもとらなければ、あの場所における本当の改革は困難じやないかと、いう考え方から、先程お話をいたしましたのですが、そういうふうな处置でもとらなければ、あの場所における本筋の改革は困難じやないかと、いうように全国から相当応援をいたしますと共に、それ／＼の税務官吏につきましては、一人残らず胸に必ず名札をつけ、又机には名前を明示させるという处置をとりまして、税務官吏の態度を最も民主的に又親切に、そして本当に納税者の方々に納得の行くような方向に持つて行こう、そういう努力をいたしておりますのでござります。

るという性質のものでござりますので、これもその例によりまして政令で決めるということになるわけでござります。大体の考え方いたしましては、最高限を貸倒れ金の百分の二を最終の残高の限度にいたしまして、毎期積立ることのできる限度は、更に別に利益金額の二割を原則として積立るのでございます。但し金融機関の場合は取敢ず特例を設けることにいたしまして、三割程度積立ることができるということにいたしたいと考えております。それから専毎事業年度におきましても、利益が非常に多い場合におきまして、多く積立るということも如何かと考えまして、別に毎事業年度に積立てる限度は年にいたしまして、期末の貸付金等の千分の三程度を制限いたしまして、

〔理事 波多野鼎君退席、委員長着席〕

○政府委員(平田敬一郎君) 積立ることのできるようにいたしております。金融機関につきましては、千分の三以下でいいかどうか、尚この辺は若干検討いたしておるのでござります。大体はそのような方向へ政令で規定いたして行きたいと思います。

○森下政一君 それから所得金額を決定するときに、事業所得の場合、その総所得の中から必要経費を差引きといふようなことが行われておつたと思うのですが、その必要経費なるものの見解が、いつも企業者側と税務署との間に一致しないということで、ごたく

が起るのが非常に多いと思うのです。そういうことは、今日社会通念として、一般的に会計検査において、こ

ういものは恐らく企業を經營する上における必要経費は明確にして、企業

を經營しておりますものが帳簿を作る場合にも、これは当然必要経費に入るというふうに、税務署で一目瞭然に判斷できるということになるのがスムーズな調査になるのじやないかと思いま

すが、こういう点はどうですか。

○政府委員(平田敬一郎君) 誠に御尤

もな御意見ございまして、從来申告

税していいたといふ場合におきまし

ても、それ程細かいことをしなくとも、

大体賄えていたわけございますが、御

承知のように申告納税になつております

して、先ず税金は会社側から納税者自

体が計算して納めて頂くということに

なつておりますので、御指摘のような

点につきましては、極力明確にいたし

ましと考えております。で法律におき

ましては、これもなか／＼問題がござ

りますので、非常に大原則と申します

か、大きな規定を設けているわけでござりますが、これに基きまして、今のお

話の通り、でき得る限り会計原則と即

応しまして、更に政令等の規定で規定

し切れないのでござりますと、解釈

の差によりまして、やはり相当裁判に

よりまして確定するという例が多いよ

うであります。又個人におきましては、

法人税の課税等の場合におきまして

は、或いは見解が違う場合におきまし

ては、民事訴訟で見解を明らかにいた

しまして、最高裁判所の判決等で更に

相当ケースができると、こういう方

向に、問題によりましては、行くこと

によりまして、成るべく事柄を明瞭に

しまして、先程お話をありましたよ

うな、法律通りに納税及び徴税という

ことが実行できますように、私共とし

ましても期待し、且努めて参りたいと

考えておる次第でござります。

○委員長(木内四郎君) この際大蔵大臣

が来ておられますので、大蔵大臣

に対する御質疑がありましたらお願ひ

したいと思います。

○川上嘉君 昨日、大蔵大臣に予算委

員会で税制問題について質問したので

ありますするが、昨日の問題に関連いた

ておきましたが、昨日の問題に

おきますが、昨日の問題に



税務官吏を殖やして参ります。十年前に較べますと、大体十倍になつております。十倍近くになつておると思うのであります。しかし、これを一度にさつと殖やしたからといつたつて、未熟練者が入つて参りますると、なか／＼二人のところを三人にしたからといつて、直ぐ能率が上がるものではない。それよりも二人を能率を上がるよう事務の簡素化を図つて、或いは又いろいろな執務態勢をよくするような方法で徐々に直して行かなければならんと思うのです。仕事は減りましても、人を殖やします、それからいろいろな点で改善して行こうとしているのであります。ですが、今回の税制改正により、又大部分現在職員も慣れて来つりますので、二十五年度に至りましては、相当の実額調査もできることと思うであります。まあ最近一割とか一割二、三分というのも、これは昔に比べますと、かなり成績はいいのござります。こ十五、六年前はそこまで実は調査が行つていなかつた、こういうふうな状況であります。どうも私は今見てみるに、税務署内の執務態勢が有機的に行つていないのじやないか、年齢も少し、能力も昔程にはないと思いますが、それにしても本当に能率的に動いていないのじやないかと、いう嫌いがあるのであります。例えば外の機会で申上げたと思うのであります。が、滞納額整理簿も十分にできていませんから、同じ人のところへ四度も五度も滞納処分に行く、こういうようなことは事務の今までの処理をうまくやつて置くと、非常に人手が少くて行くと思うのであります。十四、五年前に

は都内の税務署でも庶務課というところは二、三人しかいなかつた。この頃は庶務課でも二、三十人いる、こういうふうな状況であるのであります。いま少しく人を減らさないどころか殖やします、そういうような点で改善して参りますが、署内における執務態勢をもつと効果的にやることによりましても、一般納税者に御迷惑をかけることが少くて済むのじやないかという考え方を持つておるのであります。

○川上 嘉君 まあ能率を上げるという理由でそういう点を考慮されるということは、それは理由にはなりますが、つまり十五、六年前には、僅かの実額調査も問題が起きなかつたといふことは、納税者が担税力が相当あつたのでありますて、現在では非常にまあ税金が重いために、担税能力も殆んどぎり／＼一杯のところまで来ています。そこで少しでも不均衡があつたり、或いは少しでも実情に副わない点があつたりすると、こういう問題が起るわけであります。そこでやはり実額調査をなすのが理想でしようけれども、全部について実額調査はなし得ないのだ、こういつた実情を本当に、繰返して申上げますが、やはり大衆に訴える、でききないくせに、今度は実額調査をやるんだ、盛んにやるんだ、やるんだ、それから公平適正に課税をやるんだ、こういうことを宣伝されるから、今のような大きな問題が起ると、かように考えるのであります。それでやはりそうでないと、実際の能力はこだうだということになれば、或る程度不均衡、不公平があつても、それは不均衡、不公平なら、実際は調査が足りないのだから、我々も税務署へ行つて話

せば何とかなるだろう、こういう気持に納税者となるだろうと思います。そこをよく考えて、殊に今日のようにな納税者と税務署との摩擦が非常に強くなつておるときに、そういう点に特に注意される必要があると思います。

尚今の人員の問題であります。人員につきましても、これはどうしても人手不足だ、こういうことを指摘せざるを得ない。それは現在の人員でできるように仕事を整備するということも勿論必要でしようが、その仕事を整備するどころか、今の情勢では段々殖えておる、却つていろいろな事務が殖えて來ておる、余計な青色申告で納税者を啓蒙しなくちやならないというような仕事もいろいろ段々重なつて来ておるし、仕事はますます複雑になる一方ですから、人員は当然増えなければならん。これは予算委員会で指摘したのであります。すれども拘わらず昨年度より徴税費は九億八千万円も減額になつておる。

○國務大臣(池田勇人君) 昨日も申上げました通りに、昨年におきましては、予算では御承知の通り七万五千人の定員であつたが、それを実人員が六万四千人しかいなかつたというので、一般的の行政整理で二割落しました。その関係で一万五千人に相当する分が本年はなくなつた、それは或る程度予算を補正しております。予算を補正しておりますが、退職資金が昨年はそれによりあつた、それから別に取引高税の交付金が五六億円ございましたが、併し取引高税もなくなつたので、五、六億円の交付金が要らない、織物消費税の交付金も要らない、こういうことになつたのでございまして、実質的には何ら減つております。而も納税者も減り、それから今の税種もなくなつて来たのに、人員を千五百人殖やす予定になつておりますので、私は余程改善されることと考へてゐるのであります。

○川上嘉君 まあ再々繰返すようあります。が、今度の税制改革を指示したシヤウブ氏も、税務職員の数は殖やせ、予算によつてこれは妨害されるべきじやない、人員を殖やすとか、徴税費を殖やすとかいうことは、予算が少いということによつて妨害されるべきものじやないということを言つてい。る。こういつたシヤウブ氏の言をどういう工合にお考えですか。

○國務大臣(池田勇人君) シヤウブ氏のお話は、私はできるだけ重要視し考慮いたしてゐるのであります。その結果こういう予算にいたしたのであります。

○川上嘉君 徵稅費是非常に少い、少いのだから、もつと積極的に殖やして頂きたいということを要望いたしまして、次に先程の青色申告に戻りまして少しく質問したいと考えます。先程のお話でございますと、現在二月十五日現在では二・七%ぐらい個人としては青色申告をする大体予想のことですが、大体今から一生懸命青色申告をしろ／＼と指導、奨励したら、大体見込数は……来年の見込の概略でいい、もう一度お願いいたします。一生懸命にやつてゐるわけですから……。

○政府委員(高橋衛君) それが今回提案されました税法によりまして、青色申告の届出期限が五月末までに延期されましたので、各地におきまして簿記の講習会でありますとか、青色申告に関するところの講習会を全国的に只今開催いたしますと共に、税務署員も実は一月頃におきましては、確定申告その他の仕事が非常に繁忙であつたため

一四

に、十分御承知のよう御指導申上げる余裕がなかつたわけですが、今日は相当積極的にその指導に努力いたしております。五月末頃におきましては、それは極めて大雑把な推定ではありますけれども、少くも一割程度以上は出るのではないかという見込も立てております。

○川上嘉君 聞くところによりますと、この納税者の理解が行くよう納得ができるようにその青色申告についても帳帳を具体的に、記載方法とか、記載例とか、その範囲等を明確に指示するということのできる人は、青色申告について今日十分に説明ができるという人は、一税務署に一人しかいないといふことを聞いておるのでですが、これはどういうものですか。

○政府委員(高橋君) 先程お話をいたしました通り、年末並びに一月の当初におきましては、お詫のような状態であつたと思ひますので、今相当訓練をしておりますので、今日では相当数十分に指導し得る能力を持つてゐる者があると思うのであります。

○川上嘉君 そうしますと、これからそういうた連中を指導し、納税者を指導して行くのは大変だと思うのです。そこでそういう点から考えて見て、この青色申告制度といふのは、訓練という意味においては大変効果的であるかも知れませんが、これを実施するという面においては時期尚早ではないか。こういう工合に考える。つまり納稅者もこれを読んで分るのは殆んどない。むづかしいですから……。それは専門家である税務署職員でも、年度末においては私の言つたように一税務

署に一人しかいない。こういつた実情であつたということになれば、これはなかなか／＼その性質においてはいいかも知りませんが、又納税者の納税意識を向上して行くといったようなこと、又納税者、税務職員訓練の立場からいかも知れませんが、これを実施するということになれば時期尚早だと考りますが、この点についての御見解を承りたいと思います。

○政府委員(高橋衛君) 先程の説明にちよつと不足がございましたので、補足さして頂きます。青色申告の帳簿申告式、要件等につきましては、大蔵省会議並びに国税庁の告示を以て指示しておりますが、あの記載は一見いたしますが、非常に複雑で、非常にむずかしいよう見えます。しかし、例えば一つの業態を取つて見ますと、この要件は極めて簡単なのであります。そんなどうなに困難なものでは絶対にないのではありません。又税務官吏としてもこれを当初見ますと非常に厖大でありますから、これはちよつと説明して聞かせられは証証導きできるというような自信を持ち得なかつたろうと思うのですが、これが恐れをして、本当に分つて、全く分る問題であります。お話をどうぞお聞きな、そんな困難な問題ではないのですから、御存じであります。この点は川上君はよく実情を承願したいと思います。

○川上嘉君 又話が逆戻りになりますが、そうしますと、大体今の税金の問題についての本当の実額の調査をやることとか、或いは青色申告を出して、正しい帳簿を正しく記帳することによって、相当緩和されるのだと、そうして来年度においてはこういつたことに

よつてこういつた問題も起きなくなつた。このことを現在政府は予想し、現に言つておるのであります。今までの話の経過によりますと、実額の調査をなし得る余力は大体二割乃至三割個人で青色申告をするものは二・七%現在一生懸命にやつても一割くらいしか出ない。ということになれば、依然として九割乃至八割の人々は、この税の決定によつていろいろな問題が巻き起る、こう考えます。そこでこういふ問題をやはりもと抜本的に解決するためには、もつと大きな問題が残っていると思うのです。今青色申告をしてまじめに一生懸命に正直に帳簿をつけてからそれを税務署は認めてやるのだと、こういつたことよりも、もつとその前にやるべきことが幾らもあるとと思うのですよ。そうしない限り今起きている問題を解決することは殆んど不可能じゃないかと思います。先程から税務署員には大体九割増で物を売る。ところがこれ以上の運動が起きているのです。群馬県あたりにおきましても、土島県あたりにおきましても、税務職員には大藏省の手に物を売るな、それから税務職員とどうかをきくなという運動が起きている。ういつた点から見ましても、もつと税務職員の立場といつものと大藏省の立場と級幹部はもう少し考えて貰いたいと申します。あなたの方も曾ては皆税務署に勤めた経験があるのですから、あなた達が勤めた当時より現在は苦しい立場に追込まれている。それは納税者の税金も多額だし、税務署が実額調査をするには手が足りない。どうしてもやつなければならんから、百人のうち二、三人について実額調査をやつて、後の

九十七人はその三人を基準にして類似の事案に對する意見を述べた。その場合に一切の責任が大体第一線あるので、つまり税務機構の第一線にある税務署そのものに一切の責任転嫁されている。こういうふうに結付けざるを得ないのであつて、そうして上級の大蔵官僚はそれを傍観している。傍観しているのみならず、却つ拍車をかけているのではないか。この二点は、確かに工合に結論的に考へざるを得ない。そこで現在、つまり上級官僚とこれから第一線の納税者との間に板挟になつて、日夜税金の事務に携わつてゐる税務職員の立場というものを考えてもつと抜本的な対策を講じなければいけない。それについて今までの問題から見ますと、昨日の予定委員会でのお話を承つても、何らそいつた点について緊急的な対策が講られていない。これは誠に遺憾なんですよ。一体あなた達、現在税務署どん／＼デモが押掛けて来る、こうした実情を本当に自分の苦しみとして考えておられるかどうか。こういう點について一つこれは変な聞き方で、が、本当に税務職員の、第一線で働いている税務職員の立場といふもので、しみを自分の苦しみとして感じてくれるかどうか、一つお伺いいたしました。



生産する、取扱つておるという人々は大体中小企業者、結局中小企業者は相当の物価の値下りについて是困難な情勢に落ち込んでいるのが多いといふうに見受けられるわけなんです。それについて、この税制改革によつて、税金は相当減つてゐるんだというふうなお話もありますが、所得税とか法人税とか、そういつたようなものについて、やはり中小企業者が立行かなくなつた場合には相当の減收が行われるのではないかと懸念しております。この点について大臣はどういうふうにお考へになつておられるか、或いは今後の物価というものをもつともつとどん／＼下げに行くという方針でいるのか、これを先ずお伺いいたしました。

○国務大臣(池田勇人君) 物価は大体において全体としては横這いと考えております。補給金を外しますものにつきましては、これは上つて参りましょうが、お話のよう下るものもあります。全体としては横這いと考えております。而うして、最近の情勢から申しますと、中小企業、或いは農業者を根幹といだします申告所得税につきましては、御承知の通り補正予算で二百億円減額いたしましたが、尙その二百億円ぐらいの收入減が出るのではないかというふうな報告が來ておる情勢であります。

○油井賢太郎君 今後更に物価を下げ行く方針で以て政治をおやりになるかどうか、この点を一つお伺いいたしました。

○国務大臣(池田勇人君) 私は物価は低落傾向に行かしたいという氣持があるのであります、なか／＼……、

最近も新聞を見ますと、ガス料金が上るとか、或いは私鉄の料金が上るとか、いろいろな事情が出て参りますが、必ずしも全体的に下る、非常に下ないと思うのですが、具体的なふうなことは考えておりません。ただ全体の傾向としては、物価を低落の傾向に持つて行きたいという念願は持つてゐるわけであります。

○油井賢太郎君 実際市中の雑貨、あるいはいろいろの商品について、物価の値下り傾向を見ますと、ひどいのは三分の一になつたのもあり、或いは半分ぐらくなつたのもあるし、まあ三割から五割ぐらい下つているのは軒並にあるのです。これは大臣もよくお分りだと思いますが、そういうものが、そういうときにそういうものを生産し、或いは取扱つてゐる中小企業者の大部分というのは、結局税金を納める

免除しようというお話になりますと、これは個々の事情で支拂能力がないと、いうことになりますれば、待つより外で、必ずしも全体的に下る、非常に下ないと思うのですが、具体的なふうなことは考えておりません。ただ全体の傾向としては、物価を低落の傾向に持つて行きたいという念願は持つてゐるわけであります。

○油井賢太郎君 実際市中の雑貨、或

いはいろいろの商品について、物価の値下り傾向を見ますと、ひどいのは三分の一になつたのもあり、或いは半分ぐらくなつたのもあるし、まあ三割から五割ぐらい下つているのは軒並にあるのです。これは大臣もよくお分りだと思いますが、そういうものが、そういうときにそういうものを生産し、或いは取扱つてゐる中小企業者の大部分というのは、結局税金を納める

○委員長(木内四郎君) ちよつと油井君にお訊きします。予算委員会の審議の都合上大蔵大臣がちよつと向うに出られなければならぬのですが、大蔵大臣は後刻こちらに御出席願うことにして、一応質問を保留して頂いたら如何でしようか。

○油井賢太郎君 はあそうですか、それでよろしくございます。

○委員長(木内四郎君) それでは大蔵大臣には後刻更に御質問願うことになりますが、大蔵大臣は後刻こちらに御出席願うことにあります。

〔ちよつと休憩にしたらどうですか〕

〔賛成〕と呼ぶ者あり

○委員長(木内四郎君) 然らば暫時休憩いたします。

午後三時五十八分休憩

午後四時二十七分開会

○委員長(木内四郎君) それでは休憩前に引続き会議を開きます。質問があ

うとうのです……。

○政府委員(平田敬一郎君) この規定は相当詳細に書いてありますので、大分こた／＼して分りにくいかと思いますが、要點を最初に申上げて見たいと思います。この規定はいわゆる予定申告につきまして原則として前年の実績額で申告して貰う。勿論それ以上申告をして頂くことは差支ございません。

〔理事黒田英雄君退席、委員長着席〕

○委員長(木内四郎君) ちよつと油井君にお訊きします。予算委員会の審議の都合上大蔵大臣がちよつと向うに出られなければならぬのですが、大蔵大臣は後刻こちらに御出席願うことにして、一応質問を保留して頂いたら如何でしようか。

○油井賢太郎君 はあそうですか、それでよろしくございます。

○委員長(木内四郎君) それでは大蔵大臣には後刻更に御質問願うことになりますが、大蔵大臣は後刻こちらに御出席願うことにあります。

〔ちよつと休憩にしたらどうですか〕

〔賛成〕と呼ぶ者あり

○委員長(木内四郎君) 然らば暫時休憩いたします。

午後三時五十八分休憩

午後四時二十七分開会

○委員長(木内四郎君) それでは休憩前に引続き会議を開きます。質問があ

うとうのです……。

それ程外形的な基準はないが、一定の帳面の記載等に基きまして、前年度よりも二割以上減少すると認められる場合、この場合におきましては、税務署長が承認を與えなければならないことをいたしております。従いまして、その申請につきましては、納税者が可能にいたしておられます。

○政府委員(平田敬一郎君) 今申上げ

○政府委員(平田敬一郎君) ごの規定は相当詳細に書いてありますので、大分こた／＼して分りにくいかと思いますが、要點を最初に申上げて見たいと思います。この規定はいわゆる予定申告につきまして原則として前年の実績額で申告して貰う。勿論それ以上申告をして頂くことは差支ございません。

〔理事黒田英雄君退席、委員長着席〕

○委員長(木内四郎君) ちよつと油井君にお訊きします。予算委員会の審議の都合上大蔵大臣がちよつと向うに出られなければならぬのですが、大蔵大臣は後刻こちらに御出席願うことにして、一応質問を保留して頂いたら如何でしようか。

○油井賢太郎君 はあそうですか、それでよろしくございます。

○委員長(木内四郎君) それでは大蔵大臣には後刻更に御質問願うことになりますが、大蔵大臣は後刻こちらに御出席願うことにあります。

〔ちよつと休憩にしたらどうですか〕

〔賛成〕と呼ぶ者あり

○委員長(木内四郎君) 然らば暫時休憩いたします。

午後三時五十八分休憩

午後四時二十七分開会

○委員長(木内四郎君) それでは休憩前に引続き会議を開きます。質問があ

うとうのです……。

○政府委員(平田敬一郎君) ごの規定は相当詳細に書いてありますので、大分こた／＼して分りにくいかと思いますが、要點を最初に申上げて見たいと思います。この規定はいわゆる予定申告につきまして原則として前年の実績額で申告して貰う。勿論それ以上申告をして頂くことは差支ございません。

〔理事黒田英雄君退席、委員長着席〕

○委員長(木内四郎君) ちよつと油井君にお訊きします。予算委員会の審議の都合上大蔵大臣がちよつと向うに出られなければならぬのですが、大蔵大臣は後刻こちらに御出席願うことにして、一応質問を保留して頂いたら如何でしようか。

○油井賢太郎君 はあそうですか、それでよろしくございます。

○委員長(木内四郎君) それでは大蔵大臣には後刻更に御質問願うことになりますが、大蔵大臣は後刻こちらに御出席願うことにあります。

〔ちよつと休憩にしたらどうですか〕

〔賛成〕と呼ぶ者あり

○委員長(木内四郎君) 然らば暫時休憩いたします。

午後三時五十八分休憩

午後四時二十七分開会

○委員長(木内四郎君) それでは休憩前に引続き会議を開きます。質問があ

うとうのです……。

○政府委員(平田敬一郎君) ごの規定は相当詳細に書いてありますので、大分こた／＼して分りにくいかと思いますが、要點を最初に申上げて見たいと思います。この規定はいわゆる予定申告につきまして原則として前年の実績額で申告して貰う。勿論それ以上申告をして頂くことは差支ございません。

〔理事黒田英雄君退席、委員長着席〕

○委員長(木内四郎君) ちよつと油井君にお訊きします。予算委員会の審議の都合上大蔵大臣がちよつと向うに出られなければならぬのですが、大蔵大臣は後刻こちらに御出席願うことにして、一応質問を保留して頂いたら如何でしようか。

○油井賢太郎君 はあそうですか、それでよろしくございます。

○委員長(木内四郎君) それでは大蔵大臣には後刻更に御質問願うことになりますが、大蔵大臣は後刻こちらに御出席願うことにあります。

〔ちよつと休憩にしたらどうですか〕

〔賛成〕と呼ぶ者あり

○委員長(木内四郎君) 然らば暫時休憩いたします。

午後三時五十八分休憩

午後四時二十七分開会

○委員長(木内四郎君) それでは休憩前に引続き会議を開きます。質問があ

ましたように、取引の記録等に基きまして、前年から二割以上減少すると認められる場合におきましては、これは税務署長は承認を與えなければならぬことにしております。その程度に至らない場合におきましては、なかなかその中途の段階においては問題がござりまするし、却つてそこでいろいろ争うということは、秩序ある税務の運営ができないのではないか。納税者からいたしましても、問題がいろいろございますし、税務官厅におきましても、なか／＼予定納税は適正な調査がむずかしうございまして、何しろ見込でございますから、却つて問題が多いから、一応前年の実績で納めて貰い、そうして翌年一月の確定申告の段階におきまして、そのときこそ全部一年間の所得に基きまして、申告をして頂きまして、その際に過不足額を調整しまして、納めました過不足額を、予定申告で納めました過不足額を調整しまして、納税して頂くということに相成るのであります。これは最近までの予定申告の困難性、それに対する、それに関連するいろいろの税務の非常な紛議等を私はこのよくな方法によつてそれを少くすることが、一番納税者の便宜であり、又税務官厅の仕事をうまくやつて行くゆえんではないかと考えております。尙最近いろいろの状況が面白くない営業があるのでやないかとお話しでございますが、これは確かに織物その他相当価格が大巾に不落ちたものがあるようございます。こういうものにつきましては、私は恐らく或る程度の記録に基きまして今申上げましたどれかの要求に該当いたしまして必ずしも前年度の実績によらないで予定申告をして頂くことになると思いま

す。一般的には大蔵大臣も申上げておられますように全面的に所得が減少するということは私共としては予想しておりません。これはむしろいろいろイソフレーションに関連する政策を適切に実行いたしまして、できますならば生産を殖やして、殖えただけ所得が殖えるという方向に持つて行くべく努力すべきだと思つておりますし、又大勢としては私共もつとそのようなふうに行き得るのじやないかというふうに考えております。従いましてこの規定がありますために非常に無理を來すといふことは先ずなからうと思ひます。ただ今申上げましたようにはつきりした記録に基きまして申請がありまして、成る程尤もだという場合にはこれは勿論低い申告ができるわけであります。従いましてこの規定の運用よろしきを得まするならば決して無理な扱いになるというようなことにはなるまいと、政府におきましても運用よろしくやつて適切にやれという要望がござりますし、大蔵大臣からもこのようなお答えがあつた次第でございますことを御報告申上げて置きます。

も御承知かと思ひますが、今の申告納税の所得税が一番納めにくい理由は、勿論税率が高いとか負担が重いとかいうことも主なる理由ではござりますが、他の一面におきましては、納税者がどうしても何と申しますか、資金に困つておられる関係もございまして、いろいろな関係がございまじょうが、税金は最後まで繰延ばすといふのが普通の納税者の実際の実情でござります。これに対しましては納税準備預金等の制度を設けまして、極力準備をいたして貯蓄ようにしておられます、どうしても時の勢いで終いまで延ばさておりまして、従いまして一月に確定申告をする際にも十分な申告が出て来ない。税金が高くなる、一時に多くなりますので、税務署が更生決定をやりますと、相当、一年間に納める大部分が確定申告によつて納めるということになります。これは考えますと遅れておるから有利だということにもなり得ると思ひますが、その結果は非常に納税者が納税資金の調達に骨を折られまして、結局前のとき分割して納めて置けばそれ程でなかつたものが、遅れたために非常に納税上困難を感じるということが非常に多いように受けられるのであります。そのような点は、予定申告の程度を法律におきましては、まあ本人の見積りによつてやることに今までなつております。勢い低く申告され参つて来ましたのが一番大きな理由と考えておりますので、先ず予定申告の段階におきましては、大体において前年度の実績額を元にいたしまして、その三分の一ずつを二期と三期に納めて頂きましたが、最後の確定申告の際

に一年間の実績、これは本当のそのときの実績を調べまして、それに基いて正しい税額を計算して、すでに納めた額と税額との調整をやりまして、確定申告を行なっておきます。ではなかろうかとかようになります。こういう制度は外国において多く行われていたのでござりますが、最近までは御承知の通り経済界の変動が激しくて、どつちかと申しますと非常にインフレで物価が上つて来ましたが、ございますが、そういう際にこの制度をやりますと非常に実情に反するというような場合もございますので、やや安定に近付いて来ました今の段階におきまして、このよな制度を探りますといふことは、私は時期から行きましても妥当ではないかと、かように考えております。

るのならば、ここに決められなくていい、ところが殊更に規定を設けてあるというのは、前年度実績という以上こういうことを動かすことのできないものとしようとするところの意図でさうね、それがはつきり現われて来るよろ思ふんですが、そういう危険はあるませんですか。

○政府委員(平田敬一郎君) 予定申告に対する見積りで更に決定を行いますことの実は弊害を多く感じておりますと御指摘通りござつたものですから、むしろこのようにはつきりいたさせまして、極力納税をすしもうまく行つていいことが多いと税務署との間の不便を少くしておる、但しはつきり減少することが明らかな場合は、これは当然減少したものによつてやつて行くことに相まるわけでござりますから、私は從来比べますと、予定申告の段階における納税は遙かに今までと比べまして改善されるものと確信いたしております。

○板野勝次君 ところがですね。前年度よりも二割以上といふに認められるといふような場合、これは税務署の認定なんですが、ところがなかなかこういふには認めて貰えない、も一旦こういう手続で調整されて行くからいとおつしやるのでなければ、翌年度に調整して貰う以前に、これまで得た額に対する拂える能力がなくなつて来ておるというのが現実だと思ひます。直ちにその悪い部分が調整され得る状態でなかつたら納税者は田税金のために金融をするといふのなれど細な業者ですね、こういう者に果

てその納税のための金融が廻つて来る  
でしょうか。

○政府委員(平田敬一郎君) まあ先程  
私が申上げましたのは、年間の税額を  
最後に確定申告又はそれに対する更正

決定で一遍に納めるというのは非常に  
納税に困難でございますから、成るべく分割で事前から納めて頂くというの  
が非常に納税上いいということを申し  
た次第でございまして、それで今度の  
前年度の実績でやりますすると、そ  
う点におきまして從来と比べますと余  
程改善になると考えております。當業  
者の場合におきましても、最初から準  
備して計画的にやつておられる方々は  
相当負担が重いのですから困難でござ  
いますが、程度が余程違う、實際でござ  
います。例えば勤労所得者のごとき  
は御承知の通りで源泉で差引かれてお  
りますから、實際相當に重税ではござ  
いますが、税額も相當に入つておる、  
この支拂の都度分割されて税金を納め  
ております関係上そのようなことにな  
つておると思うのでございますが、申  
告納税の納税者の場合においてもこの  
ような方法によりまして、或る程度ま  
では一期、二期で納めておくといふこ  
とになれば私は納税者として非常に納  
付し易くなるのじやないかと考えてお  
るのであります。尙本年度は相当減税  
になりますので、この最初の前年の実  
績額に基きまして出て来た税額と二十二  
年減額になるのでございます。

ど、法人の所得といふのは二十五年度は少く見ておられる。ところが個人の所得、中小企業とか或いは農漁村といふような所得といふものは逆に上つて行くということになれば、名目的には幾らか基礎控除額が上つて来たよう見えて、実際は收入が沢山になつたように見せられて、実情ではないけれども沢山あるものだという推定がなされて取上げられる、こういうからくりになつておる、そのからくりを裏付けるために二十一條の三といふものが付加えられて來た、こういうふうに見されるわけです。ところがこれは所得の計算といふものが一体どういうふうに作成されたのか、あの予算の説明書の中に個人営業の所得が殊更に数字がついて來る、そして法人の所得といふものは逆に下つて來るというふうなこの経済界の実情といふものは現在ではないじやないかと思う。若しあるのならば我々に納得の行くようにもう少し親切に、一方は所得が上つて行く、こういう状態で計算が出来て來た、一方においては法人の経営といふものは下つて行く状態にあるのだ、こういうことが説明されて來ないとあの算定の基礎から行けば、必ず二十一條の三といふものが唐に取られて根こそぎ納税者のが税金を取上げられて來るという結果になると思うんです。と申しますのは、一方においては織維製品その他が暴落して來た。で倒産者も出て來るといふことになれば、その倒産者の納税不能になつて來た状態を更に他の残つた業者に転嫁されて來る、こういう危険もあると思ふんです。

らんというので、五分位だそうですか、國税庁長官もおられますから、それでは主税局長は予算委員会の方を終了次第こちらへお出でを願いたいと田原勝次君問題は税法の二十一條の三が、つまり前年の実績というものを基礎にしてやられると非常に困難な状態が、零細企業に対してかかつて平成二十一年度の国民所得の推定表を作ります。二十五年度の国民所得の推定表を作りますと勢い國税庁で算盤を彈いてお書きしますと、つまり個人の業種所得といふものが、前年度よりも殖えておきる計算になつてゐるわけです。そうちになると勢い國税庁で算盤を彈いてお書きになる場合において、所得を水増として取られる危険があるよう在我には見えるわけです。そうしますと、この国民所得の推計からして、個人業種所得といふものが上へ向いておると、ことになれば、二十一條の三の規定によつて、大体前年度の実績より以上でなければならないという考え方がありますと勢い國税官吏の頭に大きな重しになつて来ると思うのです。ところが実績としては、現在は二十四年度よりも更に二十一年度は、この繊維製品その他のダンピングの状態から見ましても、相当経済界は打撃を受ける、これは大蔵大臣自身が中小企業の問題は、五人や十人で自殺しても構わないという言葉で表現されておりますように、非常に四目から惨憺たる状態が起きようとして来ておるのであります。そういう中にこの二十一條の三があるということは、さうでなくてさえも先程國税庁長官も答弁されましたが、税務署は予め税務署が決定したものを、納税者が自分の所持

得を申告しない以前においても押付けられて來ているわけです。殊更に二十一條の三というものの規定を設けなくていいんじやないか、実情は、取りたいけれども……、お取りになつてゐるなら二十一條の三というものは設けなくていいともいいと思うのですが、この質問が少しあなたに筋道しかも知れませんが、主税局長がおられませんから代つて御答弁願います。

10. The following table shows the number of hours worked by each employee in a company.

が減するという場合には更正決定があるというのですが、更正決定は前年度よりも少くとも認めるといふのでありますけれども、その調査なんかも大変でしよう。だから恐らく法律の成文化によつて、大体前年度の所得を持つて行かなければ、金額を記入して持つて行くしかなければ、受付けんのではないか、そうしますと仮に前年度の三分の一くらいの所得になつている場合でも、恐らくそういうことが起きると思う。そうすると最初の第一期の申告納税はできても、第二期の申告納税は恐らくできないということになつて、一月の更正決定を待つまでもなく、破産状態に陥るということになる危険が非常に多いですね。

○政府委員(高橋衛君) 経済情勢が急激に変化いたしまして、例えば上半期において非常に一般的な所得の減収が認められるということになりますれば、これは当然に二割以上の限度に相成りますし、これを承認するのは当然であろうと考えております。ただ現

在の物価の情勢が続いて行くであろうという想定の下にこの予算が組まれておるのであります。従つてその前提の下におきましては、この程度のこと

はそれ程無理でもない。又実態にも副い得ること、そういうふうに考えておる次第でございます。

○波多野鼎君 いや、その予算を組む場合はそういう一定の見通しを立てる

ことはいいと思う。又立てなければならんと思うのだけれども、法律の上

で、これは何ら法律の上でどういう見通しを基礎にしてこういう法律を作るかということに問題があると思う。予

が減するという場合には更正決定があるというのですが、更正決定は前年度よりも少くとも認めるといふのでありますけれども、その調査なんかも大変でしよう。だから恐らく法律の成文化によつて、大体前年度の所得を持つて行かなければ、金額を記入して持つて行くしかなければ、受付けんのではないか、そうしますと仮に前年度の三分の一くらいの所得になつている場合でも、恐らくそういうことが起きると思う。そうすると最初の第一期の申告納税はできても、第二期の申告納税は恐らくできない

が、法律を、税法をこういう形で政

府が今持つてある見通しが正しい、疑

いといふ形で法律を作るといふこ

とに問題がある。予算の問題とは別だ

と思う。

○政府委員(高橋衛君) 実態がそ

うふうに大巾に變るという場合におき

ましては、当然税務署においても、前

年の予定額よりも低いところの納税額

といふものを承認せざるを得ないと思

います。又承認する義務があると思

います。

○波多野鼎君 ただその場合一般的な

大きなパニックでも起きたとなれば、

それは直ぐ分ると思うのですけれど

も、今のように現在なつて、もう一種

のパニックの状態が進行していると僕

は思うのだけれども、こういう場合に

経済上の弱い連中はぐんぐんく

ひどくなつて行きますよ。これは一般

的な非常に大きな激変をして、そ

う変化の中において小さいものは、

もう大きいものに比べて何倍かの損害

を受けつたのです。そういう場合

に税金は個々の人間が納めるのだとさ

つきからやかましく言つている。個々

それは却つておかしくなる。

○政府委員(高橋衛君) そういう意味

におきまして、実は政府といたしま

ながら、一般の情勢が大きく、余り変

らないと言つたのはおかしいですよ。

○政府委員(高橋衛君) その次に「又は失

業に因り」と書いてあるのですがね、

失業に因りその年分の総所得金額の

見積額が前年分の総所得金額に比し減

少すると認められるとき」と書いてあ

る。失業ということが書いてあるけれ

ども退職といふようなことは書いてな

いですね。勤労所得を取つておつた人

が退職した場合などということは余り

にも明白なんで、そういう者は当然こ

ういう考え方には差支ないも

のは減額した申告をしておらず

のと思うのですが、この失業と退職と

算を作る場合はそれは勿論いいと思う

が、法律を、税法をこういう形で政

府が今持つてある見通しが正しい、疑

いといふ形で法律を作るといふこ

とに問題がある。予算の問題とは別だ

と思う。

○政府委員(高橋衛君) 実態がそ

うふうに大巾に變るという場合におき

ましては、当然税務署においても、前

年の予定額よりも低いところの納税額

といふものを承認せざるを得ないと思

います。又承認する義務があると思

います。

○波多野鼎君 ただその場合一般的な

大きなパニックでも起きたとなれば、

それは直ぐ分ると思うのですけれど

も、今のように現在なつて、もう一種

のパニックの状態が進行していると僕

は思うのだけれども、こういう場合に

経済上の弱い連中はぐんぐんく

ひどくなつて行きますよ。これは一般

的な非常に大きな激変をして、そ

う変化の中において小さいものは、

もう大きいものに比べて何倍かの損害

を受けつたのです。そういう場合

に税金は個々の人間が納めるのだとさ

つきからやかましく言つている。個々

それは却つておかしくなる。

○政府委員(高橋衛君) その次に「又は失

業に因り」と書いてあるのですがね、

失業に因りその年分の総所得金額の

見積額が前年分の総所得金額に比し減

少すると認められるとき」と書いてあ

る。失業ということが書いてあるけれ

ども退職といふようなことは書いてな

いですね。勤労所得を取つておつた人

が退職した場合などということは余り

にも明白なんで、そういう者は当然こ

ういう考え方には差支ないも

のは減額した申告をしておらず

のと思うのですが、この失業と退職と

算を作る場合はそれは勿論いいと思う

が、法律を、税法をこういう形で政

府が今持つてある見通しが正しい、疑

いといふ形で法律を作るといふこ

とに問題がある。予算の問題とは別だ

と思う。

○政府委員(高橋衛君) 実態がそ

うふうに大巾に變るという場合におき

ましては、当然税務署においても、前

年の予定額よりも低いところの納税額

といふものを承認せざるを得ないと思

います。又承認する義務があると思

います。

○波多野鼎君 ただその場合一般的な

大きなパニックでも起きたとなれば、

それは直ぐ分ると思うのですけれど

も、今のように現在なつて、もう一種

のパニックの状態が進行していると僕

は思うのだけれども、こういう場合に

経済上の弱い連中はぐんぐんく

ひどくなつて行きますよ。これは一般

的な非常に大きな激変をして、そ

う変化の中において小さいものは、

もう大きいものに比べて何倍かの損害

を受けつたのです。そういう場合

に税金は個々の人間が納めるのだとさ

つきからやかましく言つている。個々

それは却つておかしくなる。

○政府委員(高橋衛君) その次に「又は失

業に因り」と書いてあるのですがね、

失業に因りその年分の総所得金額の

見積額が前年分の総所得金額に比し減

少すると認められるとき」と書いてあ

る。失業ということが書いてあるけれ

ども退職といふようなことは書いてな

いですね。勤労所得を取つておつた人

が退職した場合などということは余り

にも明白なんで、そういう者は当然こ

ういう考え方には差支ないも

のは減額した申告をしておらず

のと思うのですが、この失業と退職と

算を作る場合はそれは勿論いいと思う

が、法律を、税法をこういう形で政

府が今持つてある見通しが正しい、疑

いといふ形で法律を作るといふこ

とに問題がある。予算の問題とは別だ

と思う。

○政府委員(高橋衛君) 実態がそ

うふうに大巾に變るという場合におき

ましては、当然税務署においても、前

年の予定額よりも低いところの納税額

といふものを承認せざるを得ないと思

います。又承認する義務があると思

います。

○波多野鼎君 ただその場合一般的な

大きなパニックでも起きたとなれば、

それは直ぐ分ると思うのですけれど

も、今のように現在なつて、もう一種

のパニックの状態が進行していると僕

は思うのだけれども、こういう場合に

経済上の弱い連中はぐんぐんく

ひどくなつて行きますよ。これは一般

的な非常に大きな激変をして、そ

う変化の中において小さいものは、

もう大きいものに比べて何倍かの損害

を受けつたのです。そういう場合

に税金は個々の人間が納めるのだとさ

つきからやかましく言つている。個々

それは却つておかしくなる。

○政府委員(高橋衛君) その次に「又は失

業に因り」と書いてあるのですがね、

失業に因りその年分の総所得金額の

見積額が前年分の総所得金額に比し減

少すると認められるとき」と書いてあ

る。失業ということが書いてあるけれ

ども退職といふようなことは書いてな

いですね。勤労所得を取つておつた人

が退職した場合などということは余り

にも明白なんで、そういう者は当然こ

ういう考え方には差支ないも

のは減額した申告をしておらず

のと思うのですが、この失業と退職と

算を作る場合はそれは勿論いいと思う

が、法律を、税法をこういう形で政

府が今持つてある見通しが正しい、疑

いといふ形で法律を作るといふこ

とに問題がある。予算の問題とは別だ

と思う。

○波多野鼎君 ただその場合一般的な

大きなパニックでも起きたとなれば、

それは直ぐ分ると思うのですけれど

も、今のように現在なつて、もう一種

のパニックの状態が進行していると僕

は思うのだけれども、こういう場合に

経済上の弱い連中はぐんぐんく

ひどくなつて行きますよ。これは一般

的な非常に大きな激変をして、そ

う変化の中において小さいものは、

もう大きいものに比べて何倍かの損害

を受けつたのです。そういう場合

に税金は個々の人間が納めるのだとさ

つきからやかましく言つている。個々

それは却つておかしくなる。

○政府委員(高橋衛君) その次に「又は失

業に因り」と書いてあるのですがね、

失業に因りその年分の総所得金額の

見積額が前年分の総所得金額に比し減

少すると認められるとき」と書いてあ

る。失業ということが書いてあるけれ

ども退職といふようなことは書いてな

いですね。勤労所得を取つておつた人

が退職した場合などということは余り

にも明白なんで、そういう者は当然こ

ういう考え方には差支ないも

のは減額した申告をしておらず

のと思うのですが、この失業と退職と

算を作る場合はそれは勿論いいと思う

が、法律を、税法をこういう形で政

府が今持つてある見通しが正しい、疑

いといふ形で法律を作るといふこ

とに問題がある。予算の問題とは別だ

と思う。

○波多野鼎君 ただその場合一般的な

大きなパニックでも起きたとなれば、

それは直ぐ分ると思うのですけれど

も、今のように現在なつて、もう一種

のパニックの状態が進行していると僕

は思うのだけれども、こういう場合に

経済上の弱い連中はぐんぐんく

ひどくなつて行きますよ。これは一般

的な非常に大きな激変をして、そ

う変化の中において小さいものは、

もう大きいものに比べて何倍かの損害

を受けつたのです。そういう場合

に税金は個々の人間が納めるのだとさ

つきからやかましく言つている。個々

それは却つておかしくなる。

○政府委員(高橋衛君) その次に「又は失

業に因り」と書いてあるのですがね、

失業に因りその年分の総所得金額の

見積額が前年分の総所得金額に比し減

少すると認められるとき」と書いてあ

る。失業ということが書いてあるけれ

ども退職といふようなことは書いてな

いですね。勤労所得を取つておつた人



まるでございますが、今の段階におきましてはそれ程数量の増加を期待することは無理でございます。或る程度数量の増加を求める、その他に若干増税いたしまして收入を図らうというのであります。尙率直に申上げますと、シャウプ勧告書との調整を図つておるといふ点も一つの事情としまして御了承を願いたいと考える次第であります。

○油井賢太郎君 それからこの前煙草のときも値下げの差額というものはたしか政府において負担するというような話があつたのですが、今度はこの酒の方は引下げに対する差額といふものは追徴する法律になつておりますね。

それで若し将来下げる時期にはやはり政府においてその値下げのときは負担される意思が今からおありになるかどうか。伺いたい。

○政府委員(平田敬一郎君) 下げますときは値幅を戻すかどうかという問題は、先般穀物消費税の廃止の際にも、或いは物品税の廃止の際にもいろいろ研究いたして見たのでございますが、皆さん御承知の通り技術的にいろいろ難点がありまして、遺憾ながらできなかつたのでござります。従いまして酒につきましても下げる際に必ず差額を戻すというようなことを申上げることは、なかなか今の段階においてはむずかしいのではないかと考えますが、どうにもならんような事態が起きた場合におきましては、別途に適当な措置をやるかやらないかということにつきましては、その際に考慮すべきものだと考えますけれども、当然減税した場合に下げるということはなか／＼困難でありますと考えるのであります。

○油井賢太郎君 それから通行税の法

案について質問したいと思うのですが、今通行税を二等、一等に20%かけるという法案ですが、どういうわけでも汽車だけが運賃の中に通行税を含むというような方策を探ることにしたか、これは船との関連があるのです。が、船の方は御承知のように民間事業になつておりますから、大体交通関係は二等一等あるのは皆これは国有鉄道、いわば国家の機関によつて運行されておるということになつておる。それでその国家機関の方の一等二等といふような、いわば大体資産に余裕のある階層を乗せるところの通行税を国家で結局は持つておるというような形になるんです。而も一方においては民間のやつておる船の方においてはそれだけの余地がない。結局民間の会社で負担するというような形になるんですけど、この差をどういうわけで調節をお図りになる考え方がなかつたか、これについて回答願います。

さいましたが、これは二等の一倍として、三等の結局四倍ということになります。従いましてそれは税金の二〇%を超えてそのようなことにするのが運賃の建て方としまして合理的であるという見解になります。従いましてそのようなことに相成つておるようですが、この点は今までさえも船会社はなかなか経営が容易でなかつた。而も日本といたしましては海洋汽船というようなものをどんどん作つて外貨獲得に努めなくてはならないといふような時代に、この船会社に対して相当の負担をかけるといふような形になるのですが、この点は今

の政府としてどういふべき考え方でどういふことを敢えてなさつたかという点なんですね。それは政府としてはそういう点はお考えにならなかつたでしようか。  
○政府委員(平田敬一郎君) 運賃を決めました事情につきましては、これは大体今申上げました事情を運輸省から連絡を受けまして聞きまして賛成いたしておるような次第でござりますが、船の運賃につきましては税法の改正に伴いましてそれぐらいたり妥当な改正が行われるんじやないか、三等の通行税は廃止いたしますので、この方で船舶会社等も運賃をどうするかという問題が出て来ると思います。直ちに三等の運賃をそれだけ引下げまして一、二等の運賃は従来の五%から二〇%引き上げますから、その差額を簡単に引上げて運賃を決めるか、或いは現在の運賃が陸上運賃等と比べまして、コスト等から見て適当でございませんけれども、更にそれに一定の調整を加えまして妥当な運賃を決めるか、その辺のところは結局税法の改正に伴いまして運賃が決められるんじやないかと考えます。特に船会社に負担を帰属する点はさて妥当な運賃を決めるか、これは衆議院でも質問がございましたが、船の場合は二等はどちらかと申しますと汽車の場合の陸上運送の場合に比べまして利用率は比較的多い。従つて陸上の場合ならば三等で通行しておる人も、船の場合には二等で通行する人が相当多いから、船の場合は二等は三等と同じに見てもいいじやないかといふ議論がございました。これは私は確かに一つのそういう見地から言いますとそのような意見も立つかと思うのですが、統計をいろいろ調べてお

○油井賢太郎君 そうしますとまだ通常税を外国船の旅客に対する課税の方は決まっていない、こういうことになるんですか。

○政府委員(平田敬一郎君) 現在のところまだそういう状況でございます。

○油井賢太郎君 先程の大臣のお話をお団りになつたという趣旨は分るのでは、税法の改正によつて相当税の軽減を行つてやつたわけでござりますが、併しながら一面におきましては地方税が大分高くなる、結局今の政府といたしまして矢表に立つ分は減税をしていながら、実際面におきましては地方税で以て相当補足するのであります。併しながら政府としては別に所得や何かの算定が狂いその点が先程私が物価の下落に伴つてどういう結果を来すかということを伺つた次第であります。併しながら政府に赤字が出た場合には、政府に対する國税の負担はなくとも、地方税は今度は遠慮なしにやはり取られるという形になつて参るのですが、その加減は大臣といたしまして、お考えになられたかどうか。この点をお伺いいたします。

○国務大臣(池田勇人君) 私は国民の負担に重大な関係のある仕事を持つておりますので、中央、地方を通じまして常に考えております。赤字の場合に、例えば地方税がかかるのであります。これはそこに自分の家を持つておるというところの担税力を擱えて課税するのであります。これは止むを得ないことじやないとと思うのであります。これはそこに自分の家を持つておるという見方もあるのであります。いざれにいたしましても私は地方の財源に或る程度の担税力を持たせるという意味におきまして施行して差支ないのじやないか、こういう結論に達しまして、シヤウブ博士の勧告に基きまつたので、シヤウブ博士の勧告に基きましては、こ

れも例外として、赤字がある場合にも課税になる場合がありますが、これは例外で稀なケースでございまして、これを以て全般を推すわけには行かんと思うのであります。で附加価値税の施行につきましても、いろいろな問題もあると思うのであります。そういう建前の税を置くことがどうかという問題は、私は根本的にあると思ひます。が、今までの事業所得税よりは、やはりこれは一步進んだ試みではないかと考えております。

○油井賢太郎君 附加価値税は聞くところによると、世界で初めての試みだといふような形になつて、而もそれがやや取引高税とも性格が似た点があります。そういう点からいたしまして、國税と対応して地方にそういうわゆる余り合理的でない税金を委せたということ自体が、どうも納得が行かないのですが、大臣はそれでもやはり地方でそういうふうな税金を処理し、すべて地方的に赤字が出ても何でも負担するということで差支ないとお思いになつておられますか。

○国務大臣(池田勇人君) お説の通りに附加価値税は世界でも余り例のない税であります。その性格はどういうものにつきましては、私もシヤウブ博士と議論いたしましたが、なかなかこれは考えよう

ません。併しこれは固定資産税につきまして、或いは附加価値税につきまして、そういう懸念のないことはないであります。併しこれは考えよう

によるのでございまして、当初でございまするから、やり方によつて案外沢山入つて来る場合もございましょ。例えば固定資産税におきまして、最もいい例なのであります。評価をどうするか、こういう問題になるのであります。で、この評価の仕方、土地と家屋につきましてはこれはもう決まります。併しこれ以外の固定資産につきましては、評価金が大変なることになるのであります。そこでやはり大体予算のスケールとしましては、固定資産税は五百二十億と、こういうことになつておるのでありますから、その程度にすべきだと考えておるのであります。固定

しての、いわゆる閣議が賛成の意を表しましてやつたわけでござります。当初におきましてはいろいろな問題が起ると思いますが、私はこれはうまくやつて行けば可なり面白い税ではないかと考えております。

○油井賢太郎君 地方税はまあ大体うまくやればいいとおつしやるのです。併しこれは政府の見積りより、一般の見るところでは相当増税になるのじやないかというふうに言われております。恐らく政府の見積りの倍くらいの課税が行われるのではないかといふふうな見通しになつておりますが、大臣としてはどういうふうにお考えですか。

○國務大臣(池田勇人君) 私は今回の地方税につきまして、うつかりする地方税につきまして、或いは附加価値税につきましても、或いは固定資産税につきましても、そういう懸念のないことはないかと思います。固定資産税におきまして、或いは附加価値税につきましても、そういう懸念のないことはないかと思います。併しこれは考えよう

によるのでございまして、当初でございまするから、やり方によつて案外沢山入つて来る場合もございましょ。例えば固定資産税におきまして、最もいい例なのであります。評価をどうするか、こういう問題になるのであります。で、この評価の仕方、土地と家屋につきましてはこれはもう決まります。併しこれ以外の固定資産につきましては、評価金が大変なることになるのであります。そこでやはり大体予算のスケールとしましては、固定資産税は五百二十億と、こういうことになつておるのでありますから、その程度にすべきだと考えておるのであります。固定

資産税について申上げまするが、土地家屋につきましても、初年度だけでござります。二年後から又課税標準を変えることになつておりますから、適当にそこの初年度、次年度とを見合つて、課税の仕方をうまくやつて行かなければなりません。それと併しこれは政府の見積りより、一般の見るところでは相当増税になるのじやないかというふうに言われております。恐らく政府の見積りの倍くらいの課税が行われるのではないかといふふうな見通しになつておりますが、大臣としてはどういうふうにお考えですか。

○國務大臣(池田勇人君) これは問題を分けて行かなければならんと思いませんが、府県におきましては、相当今までの倍額の千四百二十五億円でござります。恐らく政府の見積りの倍くらいの課税が行われるのではないかといふふうな見通しになつておりますが、大臣としてはどういうふうにお考えですか。

○油井賢太郎君 これは御承知の通りに、國税の方では住民税は今までやつておりますので問題ありませんが、固定資産税の中の評価、これには問題があると思います。併しこれは御承知の通りに、國税の方では認めました資産再評価によるものを地方に連絡いたしまして、これによつてやり得ると考えておるのであります。勿論お説通りに地方の徵稅機構に連絡いたしまして、これによつてやり得ると考えておるのであります。併しこれは御承知の通りに、國税に比べまして、これは私から申上げるのはどうかと思ひます。それが、そう十分じやないと思つております。併し人を監視いたしまして、財政スケールの殖えないように一つやつて頂かなければならん。そういう考え方で政府も指導して行きたいと考えております。

○油井賢太郎君 まあ大臣はそういうふうに指導をなさるおつもりであつて下さい。

○委員長(木内四郎君) 速記を止め

(速記中止)

(委員長退席、理事黒田英雄君委員長席に着く)

○理事(黒田英雄君) 速記を始めて。

○板野勝次君 大蔵大臣にお尋ねした  
いのですが、固定資産再評価を任意と  
された根拠がどうも分りにくいです  
が、任意にすると産業界にいろいろ  
な、何というんですかびつこをひいた  
ような形が出て来ると思うのですが、  
どういうわけで任意にされたか、任意  
制度を採用されたか。

○國務大臣(池田勇人君) これは一律  
にやる物差がなか／＼できにくいので  
す。これがためにこれを行政的に一律  
にやりますと、物価その他経済界に  
非常な変動を起す、こういうことで、  
私は初めから任意制度を主張しておつ  
た。で、最後まで議論しておつたの  
が、この問題と一割控除の問題、シャ  
ウプが帰りますときに、大体これは任  
意制度にして呉れそうだという見通し  
がついておつたのですが、シャウプ博  
士が帰られるときに、新聞記者との会  
談で言われましたが、私は、これは非  
常に注意しなければならんと思つて、  
大蔵省から特に人を派せまして遣つ  
た、そのときにニバーサルという言  
葉を使つた。これはまあ、大体あれ  
だ、どつちやら分らんというのでその  
後においても折衝を、帰られてからも  
続けておつた。日本の経済に激変を起  
さないで、而も資産再評価によるいい  
ところをあれするには、やはり原則  
として任意制度を採つた方がいい、ま  
あ大体向うではそうちつたのであります。  
す。然るところ、お話を通りに全部フ  
リーにしてしまつたらちぐはぐになる  
のじやないか、こういう懸念がありま  
すので、これは資産再評価につきまし  
ておつたと思うのです。今までについ  
ても指導をしようというので、別に機  
構を設けまして、委員会等を設けまし  
はないよう思うのです。

て、余りにひどいちぐはぐのないよ  
うなことにして、実際面におきまし  
て……、そういう考え方で任意制度に  
いたしました。そういう考え方で任意制度に  
いたしました。資産再評価をや  
らなければ非常なちぐはぐが起きる、  
新たな設備をした新会社と古い会社と  
の間に非常なちぐはぐが起きる。この  
きるものと、資産再評価のできないも  
のとが業界ではできると思う。勢  
い産業界においてはいろ／＼な産業構  
造の上にびつこをひくという形が出て  
来ないか。例えば資産再評価をやつて  
やり得る、つまり設備、資本の関係か  
らしてやれるものとやれないものとが  
出て来ると思う。たとえ任意にして  
も、そうするとやれないとところとやれ  
るところと偏頗な状態が出て来ると思  
う。その調整の方法がついて来ない、  
と非常に日本の産業構造が変ると申  
しますか、中小企業なんかが影響を受  
けで潰れて行く、そうして独占的な企  
業のみがのし上つて来るところとやれ  
るところはせんかと思うのです。

○國務大臣(池田勇人君) 私は、そう  
そこまで心配は要らんと思います。で  
は反問いたしますが、資産再評価をや  
ること自体につきましてはどうお考え  
になりますか。

○板野勝次君 私の方では、やること  
自体については、無理にやらなくて、  
今まで提案理由の説明の中にも……つ  
まり資本の蓄積ということも一つの目  
的だと言わせておるので、今までのよう  
な荒市場ではないのですから……そ  
こで私は調整できると思うのです。

○板野勝次君 そうしますと、資産再  
評価の最高限度を決めて、あと任意に  
されて来た意図はもつと別にあるのじ  
やないかと思うが、別段それはないの  
ですか。

○國務大臣(池田勇人君) 別に意図と  
いうものはございません。ただ例え  
ば、私鉄なんかで申しますと、資産再評価  
をして私鉄の賃金が上げられては困る  
というような気持もありますから、私  
鉄なら私鉄については、或る程度の基  
準を設けまして指導して行く、最高限  
度を設けなければ、これは償却すべき  
資産でありますから、無茶苦茶に評価  
をいたしまして、そうしてどん／＼償  
却して行くということになれば利益が  
出で来ない、課税上困る、こういうよ  
うなこともありますので、最高限度だ  
けを定めたのであります。別に他意は  
ございません。

○國務大臣(池田勇人君) それは私  
たちの認識が又違つておる。資産再評価をや  
らなければ非常なちぐはぐが起きる、  
新たな設備をした新会社と古い会社と  
の間に非常なちぐはぐが起きる。この  
ちぐはぐがもう耐え切れないからとい  
うのでやるので、その再評価を任意に  
したときのちぐはぐは前のちぐはぐに  
比べれば非常に微々たるものだ、そ  
ういう我々は認識の下にやつておるので  
す。

○板野勝次君 ところが資産再評価を  
して、やつて行けるところは、勢いこ  
れは物価にも影響して来ると思う。だ  
からそういうことのできないような業  
体といふものが段々押潰されて来ると  
いう現象が起きないか、むしろその方  
を心配しておる。

○國務大臣(池田勇人君) 資産再評価  
をして資産を膨らまして償却して、そ  
のため公定価格を動かすというよう  
なことは無論いたしません。自由価格  
の問題につきまして、値上げといふ  
ことがあります。これが今の値  
上げは売れないとなるということ  
も考えなければならん、今までのよう  
な荒市場ではないのですから……そ  
れでも法人税というものの脱税が適当に  
隠されておつて、そういう帳簿外の  
ものによって、結構資本の蓄積はでき  
ます。それで、結構資本の蓄積はでき  
ませんでしたが、今までのよう  
な荒市場ではないのですから……そ  
れでも法人税というものの脱税が適当に  
隠されておつて、そういう帳簿外の  
ものによって、結構資本の蓄積はでき  
ます。それで、結構資本の蓄積はでき  
ませんでしたが、今までのよう



に、特例が沢山あつたのであります。が、徐々になくなして行つた。今では税率の違いと、それから組合員の事業分量に応じて分配する分は、組合の性質からいつて課税しない。これだけで協同組合の特性は事業分量に応じたものだけに課税し、外の所得は当然普通法人と一律にすべきではないか、税の政策である政策、この政策というようなことは、税法の簡素化から言つてよくないんぢやないか。こういう税理論を強く言う人は……シャウブ勧告案でも御承知のようにそなつておる。最もひどいのは公益法人でも課税する。こういうふうなことはとにかく税制の合理化からそれは止むを得ないのじやないか。外の方面で協同組合、中小企業の方は育成して行くべきではないか。こういう考え方になつたのであります。

今までの考え方と大分変つて來たといふことを御了承願いたいと思います。

○板野勝次君 もう一つお伺いいたしたい点は、この基礎控除の問題です。が、先程のようすに、能力によつて大きな差があるので、勿論日本でもこれは二十万円貰つている人は、大蔵大臣は貰つておられると思ひますが、極く少數の人だと思ひます。そうすると基礎控除といふものが、今度上つたと思ひますが、あれは一体あの程度に上げられた基準の基礎ですね。少くともこの基礎控除といふものは、最低生活が保障される程度のものでなければならんと思ひます。ところが現在では生活保護法の適用を受けて、全額貰つておるには税金がかかるつて来ないが、その程度の收入のある者には税金がかかるつて来るという計算になつて来るのであつまつて、最低生活を保障される程度

〇國務大臣(池田勇人君) 最低生活保障のための基礎控除とは、どうしても思われないのであります。が、随分考慮されたと思いますのでありますけれども、あの基礎控除の算定の基礎といふものは、どうしても納得できないであります。あれは最低生活を保障しようという建前から割出されておるのではないのですか。

税金を取られる、併し高額の所得者は非常に余裕がついて来る。こういうことになつて来ると、政府はしば／＼負担の公平化ということを言われておりますけれども、ちつとも公平じやないと思う。もう少し基礎控除が上げられて、ずっと大巾に引上げられて来ないと、今度の高度な累進課税というものは、必ずつと緩和されて来たから、実はその高額の所得者というものは、非常に保護されて来たけれども、少い所得者も生活の最低線を生きられるが生きられないか分らないといふような線にある者との公平化ということは、全然なつていないと想います。その点はどうなんですか、公平化されておりますか。

蓄積されて来るという逆な現象を大藏大臣は見落しておられる。成る程資本の蓄積は、今の資本主義経済の下に第一の條件になるでしょうけれども、この蓄積を强行されるためには、一方には今後の貧困の蓄積、つまり食えない者のに対する最低線を彷彿しているといふうな人達には、殆んど税の問題にどうくなつて来ると思う。ところが今の二万四千円、月二千円というふうなるのに対する最低線を彷彿しておらぬふうな人達には、どういふ税の問題について関心が寄せられていない。勢い或る程度のものは負担させなければならぬといふうな建前に立つておられるようと思うのですが、その点は飽くまでこういう最低線にいる者にも負担をさせて行こう、そうすることによつて資本の蓄積を増大させて行こう。こういう建前ですか。

力だと思います。  
○板野勝次君 ところが大蔵大臣は、  
数字の上で基礎控除が幾らか上つたと  
いうのですが、その半面において物価に  
といふのが上つて來ておる。例えば  
鉄道運賃にしても、ガス、電氣料金に  
して見ても、その他上つたものが多い  
と思います。そういう計算の中で、今  
度の基礎控除というものは判断しない  
で、ただ一つの数字的に囚われて行  
て、何とか基礎控除が上つたからこれ  
で減税になつたんだといつても、一方  
ではつきり物価が上つて來ておる。そ  
れに応じて賃金というものは上つて來  
てない。こういうふうになると思いま  
す。併し我々は本当に減税になるか  
どうかということの判定はやはり物価  
と税金というものと、賃金というこの  
三つが三位一体の中で本当に減税にな  
つておるかどうかと、ということを見な  
ければならない。大蔵大臣の言われる減  
税というのは、この物価と税金と賃金  
というものを切離してしまつて、そう  
して基礎控除の中から二万四千円まで  
に下がたから、これは減税になつてお  
る。こういうふうなただ数字上だけの  
ように見えるのですが、この物価と税  
金と賃金というこの三位で本当に減  
税になつておるんだ、こういう立証を  
をして貰わないと、減税になつておる  
事実を認めるか認めないかという判定  
の基礎にはならない。

を兼ね合せた表をお手許に差上げた  
り、いろ／＼な場合で説明しておると  
思う。それを御覽下さればお分りにな  
ると思います。私は減税したからとい  
つて物価の方は何も考えずに申上げて  
おるのではございません。その三つを  
一緒にした表を御覽に入れておると思  
うのであります。そうして又大体昨年  
の四月頃からは、例のCPIも下つて  
来てるじやありませんか。これは我  
が忌憚なく言えば、私は大体勤労階  
級は暮し向きが楽になつたと本当に言  
い得ると思います。それはいろ／＼苦  
な、生活水準を上げるにはなか／＼苦  
しいです。苦しいが、二十四年度の予  
算案の御賛成を得ましてから後の分  
は、CPIも下つて来ておりますし、私は本  
物も買よいよくなつたし、私は本  
当に国民の肚を割つたら割に暮し向き  
がよくなつた、これは特殊な人は別で  
すよ、と私は信じています。

○板野勝次君 計数上では作り方はど  
うでもなりますが、例えばそれは主食  
の場合においてもどん／＼外国から食  
糧が入つて来るから闇価格において下  
つて来たということはあると思うので  
す。ところが電力料金が大巾に上つて  
来て、例えばアパートで生活をしてい  
る人達は何十世帯あつても、メートル  
が一つしかないから一世帯に見られて  
いるために非常に大きな負担をかけら  
れて来ております。この負担は大蔵大  
臣のようないふものがいたえないかも知れな  
いけれども、月額二千円以上に対しても  
ほんの僅か、例えば三千円取つておる  
という人に税金がかかつて来るとい  
うような場合には大きな負担になつて來  
て、むしろこれは困窮して来ていると

思う。そういう負担の公平化という見  
地から見ますと、資本の蓄積に対する  
勤労者の税負担というものは決して均  
衡がとれていない。だから従つて私は  
先程から言うように、資本の蓄積の機  
会の下に貧困が蓄積されて来る。増大  
されて来る。こういうふうにしか見え  
ないわけです。これは事実が証明して  
いる。私はあなたの方から出された計  
数を実は見ていないのですけれども、  
計数というものは作り方でどうにでも  
どこにでもとれるのです。併しアバ  
ーの一つの電力料金の値上げというも  
のが大きく家計に響いておるという事  
実も又大蔵大臣はお認めだらうと思う  
のですが、その点は家計に響いておら  
ないようと思つておられるのでしょうか。

○國務大臣(池田勇人君) 電力料金の  
特に上つた人につきましては家計に響  
くわけです。併し数字というものは、  
これは正確なものでございます。而も  
数字を作りますときには全体の問題と  
して考えなければならぬ。だから特  
殊の場合を御覽になつてそれでやられ  
るということは、丁度あなた方が私の  
言うことが変に聞えるよう、私から  
見るとあなたのおつしやることが少し  
変なのです。色眼鏡で我々を見ておら  
れる、こう判断せざるを得ない。全体  
的に我々は考えておる。国民全部を相  
手にしておるのであります。それを御  
承知願いたい。

〔理事黒田英雄君退席、委員長着  
席〕 ○委員長(木内四郎君) 本日はこの程  
度にいたしまして、明日午前十時から  
再開いたします。本日はこれにて散会  
いたします。

午後六時二十七分散会

出席者は左の通り。

委員長 木内 四郎君

波多野 鼎君

黒田 英雄君

九鬼紋十郎君

天田 勝正君

森下 政一君

玉屋 嘉章君

西川甚五郎君

平沼彌太郎君

櫻内 辰郎君

油井賢太郎君

徳川 宗敬君

小宮山常吉君

高橋龍太郎君

藤井 内午君

板野 勝次君

木村喜八郎君

川上 龍也君

池田 勇人君

平田敬一郎君

衛君

大蔵大臣

(主税局長)

國稅府長官

高橋

國務大臣

政府委員

大蔵事務官

門司司長

大阪

神戸

横浜

名古屋

三月二十九日予備審査のため、本委員  
会に左の事件を付託された。

一、地方自治法第百五十六條第四項  
の規定に基き、税関監視署及び税  
関支署監視署の設置に関し承認を  
認を求める件

税所	關轄	監	視	署	名	位	置
横浜	横浜税關真鶴監視署	横浜税關君津凌濛監視署	横浜税關那珂湊監視署	横浜税關居山監視署	神戸税關津居山監視署	神戸	新設
神戸	神戸税關足柄郡真鶴町	和歌山税關網野監視署	和歌山税關御坊監視署	和歌山税關口永良部監視署	和歌山県日高郡御坊町	和歌山県日高郡御坊町	別紙
神戸	神戸税關三原郡湊町	和歌山県日高郡御坊町	和歌山県日高郡御坊町	和歌山県日高郡御坊町	和歌山県日高郡御坊町	和歌山県日高郡御坊町	税關監視署及び税關支署監視署新設並びに廢止
横浜	横浜税關君津凌濛監視署	横浜税關那珂湊監視署	横浜税關居山監視署	横浜税關居山監視署	千葉県君津郡湊町	千葉県君津郡湊町	最近における密貿易のすう勢に対応し、監視取締行政の万全を期するため別紙のとおり監視署の配置転換を行ひ、横浜税關真鶴監視署外六税署及び税關支署監視署の設置について、地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第百五十六條第四項の規定に基き、国会の承認を求める。

横 浜	監 視 署 名	位 置
横浜税關平塚監視署	佐伯市	熊本県天草郡富岡町
横浜税關勝浦監視署	鹿児島県肝属郡内之浦町	鹿児島県熊毛郡上屋久村
船川税關支署本莊監視署	秋田県由利郡本莊町	千葉県夷隅郡勝浦町
横浜税關小名浜監視署	平塚市	福島県石城郡小名浜町

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、税關監視署及び今治税關支署八幡浜監視署外七税關支署監視署の設置に必要があるので、大蔵省設置法（昭和二十一年法律第六十四号）第二十三條第一項の規定による税關監視署及び税關支署監視署の設置について、地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第百五十六條第四項の規定に基き、国会の承認を求める。

関監視署及び今治税關支署八幡浜監視署外七税關支署監視署を設置する必要があるので、大蔵省設置法（昭和二十一年法律第六十四号）第二十三條第一項の規定による税關監視署及び税關支署監視署の設置について、地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第百五十六條第四項の規定に基き、国会の承認を求める。

神戸	境税関支署青谷監視署 今治税関支署長浜監視署 小松島税関支署撫養監視署	鳥取県氣高郡青谷町 愛媛県喜多郡長浜町 鳴門市
大阪	和歌山税関支署湯浅監視署 和歌山税關支署周參見監視署 七尾税關支署小木監視署	和歌山県有田郡湯浅町 和歌山県西牟婁郡周參見町 石川県珠洲郡小木町
門司	門司税關吉見監視署 門司税關小野田監視署 門司税關部崎監視署 門司税關中津監視署	下関市 小野田市 門司市 中津市
函館	稚内税關支署天塙監視署 稚内税關支署枝幸監視署	北海道天塙郡天塙町 北海道枝幸郡枝幸町

昭和二十五年四月十七日印刷

昭和二十五年四月十八日發行

參議院事務局

印刷者 印刷所